

第七十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三十四号

昭和四十八年六月二十二日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 吉田 法晴君

理事 愛野興一郎君

理事 片岡 清一君

理事 島田 安夫君

理事 保岡 興治君

理事 多田 光雄君

理事 小濱 新次君

理事 折小野良一君

理事 今井 勇君

理事 龜山 孝一君

理事 谷垣 專一君

理事 小川 省吾君

理事 小川 新一郎君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

理事 折小野良一君

自治大臣 江崎 直澄君

国家公安委員会 委員長 江崎 直澄君

警察庁長官官房 長 丸山 昂君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

本日の会議に付した案件

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

消防に関する件

警察に関する件

○上村委員長 これより会議を開きます。

消防に関する件について調査を進めます。

この際、消防庁当局から説明を求めます。宮澤 消防庁長官。

○宮澤政府委員 最近のビル火災の事情等につきまして御報告を申し上げます。お手元に簡単な資料をお配りしてございますので、まず、それについて御説明を申し上げます。

第一番目は済生会八幡病院の火災でございますが、この件につきましては、過日当委員会でも御報告を申し上げましたので、ごく簡単に御報告をいたしたいと思います。

済生会の八幡病院の火災でございますが、出火の日時は本年の三月八日の明け方、三時二十一分ごろと推定されております。消防機関がそれを覚知いたしましたのが三時五十一分、一九番で情報が入ってまいりました。鎮火をいたしましたのは五時二十五分でございます。

出火の場所は、一階の婦人科の診療室付近でございます。出火の原因につきましては、当直外の医師がたまたま病院に泊まっております。その医師の不始末の疑いが濃厚でございます。

焼損の程度でございますが、病院は鉄筋コンクリートづくり、地上五階、地下一階の建物でございます。一階から四階まで焼損をいたしておりますが、特に三階、四階が焼損をいたしております。

で、犠牲者も四階で出ているというような状況でございます。

犠牲者は、死者が十三名でございます。

それから、当日病院には、当直の職員をいたしまして、医師を含めまして十五名の者が当直をいたしております。また、当日の収容患者の数は二百三十一名でございます。

火災が起きました。消防機関が出動いたしました。消防車が六十八台出動いたしました。はしご車等によりまして四階から五十八名救出をいたしております。

それから、消防用設備につきましては、済生会病院は、屋内消火せん、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具等が設けられておりまして、多少問題はございますけれども、まず、この種の病院としては消防設備は比較的完備をいたしているように思われます。

階段は、屋内階段が二カ所、屋外階段が二カ所ございました。

この火事があるような大事故になりました原因でございますけれども、パイプダクトが天井裏で完全に仕切られておりませんで、パイプダクトを伝わって一階からの煙が各階の天井裏へ延焼いたしました。これが火災の原因になりました。

また、五階でございまして、五階は、たまたまパイプダクトの空間がふさがれておりましたために延焼をいたさなかったわけでございます。

この火事につきまして問題点がございまして、おもな問題点を申し上げます。第一番目には、先ほども申しましたように、火災が発生いたしましたのが三時二十一分ごろでございまして、消防機関に通報のございましたのが三時五十一分ごろでございまして、その間に約三十分の時間的な空白がございまして、このことが火災を大事故に至らしめた原因でございます。

めたいへん大きな原因ではなからうかと思っております。第二番目には、先ほども申しましたように、消防用設備はかなり整った病院ではございましたけれども、特に夜間におきます防火管理体制というものが十分でなかったということが指摘をされるわけでございます。第三番目には、先ほども御報告をいたしましたように、一階で発生をいたしました火災の煙が炎が上にあがったのは、まいるまいりましたのは、パイプダクトの縦穴部分の埋め戻しが十分でなかった点が一番大きな原因でございます。この点、問題点の一つとしてあげておきたいと思っております。

以上が済生会病院の火災の概要でございます。次に、本年の五月二十八日に起こりました新宿歌舞伎町の第六ボースタービルの火災概要について御報告を申し上げます。

出火の場所は、第六ボースタービルの四階、五階に「キャステル」というゴーゴークラブ、キャバレーがございまして、そこが出火の場所でございます。

出火の日時は、昭和四十八年五月二十八日十時六分ごろ、たまたま朝でございます。その点で比較的人身事故が少なかったということが言えるかと思うのでございます。消防機関が覚知をいたしましたのが、一九番で、十時十分でございます。

鎮火いたしましたのが十二時八分でございます。出火の個所でありまして、四階の「キャバレー」の「キャステル」の中央窓側の床付近ではなからうかというふうに見られております。

それから、出火の原因につきましては、目下調査中でございますけれども、たばこの不始末の疑いがございまして、

焼損の程度は、この建物は、鉄筋コンクリートづくり、地下二階、地上八階の建物でございます。延べ面積が二千三百七十五平方メートルでございますが、焼損をいたしましたのは、四階と五

階の「キャステル」でございます。四階と五階が一部吹き抜けになっておりまして、したがいまし四階、五階が一階に焼損をした、こういうような事情でございます。

それから、死者は、五階で男の一人が死亡をいたしましたという状況でございます。

この第六ポールスタービルは、7の「使用状況」でもおわかりのように、一階から三階までが徳陽相互銀行で、銀行が使用しておりまして、四階、五階がゴーゴークラブでございます。六階がバー、七階がマジッククラブとスナックバー、八階が飲食店ということでございまして、ごらんのように、いわば典型的な雑居ビルでございます。

出火をいたしました、消防車が三十台出動しまして、ヘリコプター一機も出動いたしました。

消火活動の様子は、隣の大和銀行がございまして、大和銀行の屋上からこのビルの建物の窓を破って消防士が侵入をいたしました。また、はしご車によりまして、装飾の格子、網入りガラスを破壊して侵入をいたしました。消火をいたしましたわけでございます。こういうキャパレーのようなものでございまして、装飾の格子というものが窓の外側に張ってございまして、これなども、おそらく、今後こういう施設の防火というものを考えます場合に、一つの問題になるのではなからうかと思っております。

なお、四階、五階、六階はその施設の出入り口が、かきかかっておりまして、消防士がカッターでとびらを破壊いたしました。消火、救出作業をいたしましたわけでございます。

この建物の消防設備でございますが、消火器、屋内消火せん設備、自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯、連結送水管というものが設けられておりまして、「四階に避難器具が設けられていなかった」というふうに記載をしておりますが、そのような設備上の問題も「二、三」でございます。現行法のためまあから見ますと、比較的消防設備が整っていた建物であるというふうに見られるわけでございます。

この建物の火災の問題点でございますが、四つほどここに掲記をいたしております。

第一番目には、先ほども申し上げましたように、建物の窓の外側に装飾の格子がついておりまして、これが外部からの消火活動にたいへん支障を及ぼしたということが指摘できるわけでございまして、この辺、今後の検討すべき問題点であるように思われます。

第二番目には、先ほども申しましたように、消防設備は比較的整っておりまして、防火管理の面でかなり不始末の点が多かったように見受けられます。当然選任をすべき防火管理者が未選任でございます。未選任と申しますよりは、選任をいたしていただけてございまして、その防火管理者が、ああいうキャパレーのようなものでございまして、人の出入りがたいへん激しいようでございます。一度選任された防火管理者がその職ををやめまして、それ以後防火管理者が未選任であった。結局、火災の当時は防火管理者が未選任であったという違法の状況でございました。それから、先ほども申しましたように、典型的な雑居ビルでございますので、共同防火管理を行なうべきでございましたけれども、共同防火管理も行なわれていなかったという状況でございます。

それから、三番目に、たまたま午前中の火事でございましたので、銀行以外には、いわゆるお客というものはいなかったわけでございます。その点は不幸中の幸いでございましたけれども、もし営業中の火災ということ考えますと、やはり、屋外避難階段の設置というものが望まれるというふうに私も考えるわけでございます。

それから、四番目に、店内がああいう施設でもございまして、可燃材料で内装されていたことが、ああいう煙をあおったということにやはり影響しているように思われるわけでございます。次に、三番目に、最近、六月十八日に発生をいたしました釧路市のオリエンタルホテルの火災の概要について御報告申し上げます。

これにつきましては、実は、釧路地方が御承知のように地震、津波がございましたので、消防本部自身が、地震、津波のあとの対策でたいへん多忙をきわめておりました。そういうこともございまして、また、必ずしも十分な情報ではございませんので、その点ひとつあらかじめ御了承を得ておきたいと思っております。

出火の日は六月十八日の明け方四時二十二分、鎮火が五時三十九分でございます。焼損の程度でございますが、この建物は鉄筋コンクリートづくり、地下一階地上六階の、延べ五千七百二十一平方メートルの建物でございます。このうち、一階の千七百四十三平方メートルのうち、八百五十平方メートルを半焼をいたしました。焼けましたのは一階だけでございまして、後に申しますように、煙が上上がったというわけでございまして、

出火の場所は一階の宴会場付近というふうに想定をされております。

出火の原因につきましては、目下調査中でございます。

出火の当時、宿泊者は、五階と四階に宿泊施設がありまして、五階と四階に五十二名おりました。それから従業員が八名いたわけでございまして、死傷者でございますが、死者は、男の人が二名でございます。「男二名（飛び降り）」というふうにここに書いてございまして、たいへん恐縮でございますが、飛びおりてなくなられた方は一名でございます。もう一名の方は、部屋で、いわば窒息死のような状況でございました。この点御訂正を賜わりたいと思っております。いずれにいたしましても、犠牲者は二名でございます。負傷者が三十五名でございます。

消防機関の活動状況でございますが、出動車両は、はしご車を含めまして三十台でございます。消防隊が救出いたしましたものは三十九名でございます。はしご車によって八名、そのほかのつなぎばしごによって三十一名救っております。

この建物は、一階がかなり上階に比べて大きい建物でございまして、特に一階にかなり長いひしが正面のほうに出ておりまして、その関係で、正面からははしご車のはしごがかからなかった。はしご車が裏に回ってかけたわけでございまして、正面のほうからは、ここにございまして、つなぎばしごを使つて救出をしたという状況でございます。

消防設備の状況でございますが、消火器、屋内消火せん、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯というものが設けられておりまして、この建物も、釧路市の消防当局の報告によりまして、消防用設備といたしましては、釧路市としてはかなり整ったもの、こういう評価がされていたわけでございまして、

階段といたしましては、屋内階段が二カ所ございまして、それから、屋外階段も一カ所設けられておりました。

この火災の問題点でございますが、先ほども申しましたように、目下いろいろ調査をいたしておりますので、まだ結論的なことはございせんけれども、一つは、焼けましたのは、いま御報告しましたように一階でございまして、一階から火事が発生しまして、主階段を伝わりまして、煙が上のほうに上がってまいりました。階段から廊下に出る防火とびらがございまして、防火とびらは夜間締められているというのが普通のようでございまして、たまたま四階におきましては、ちょうど地震がございましたので、お客からの要請がございまして、防火とびらをわざとあけておいたという事情があったようでございまして、したがって、特に四階に一階からの煙が多量に進入をいたしましたというふうな事情があるように見受けられます。したがって、煙と防火とびらの関係というふうなものは、ここで問題点の一つとしてあげるべきであると考えております。

それから、第二番目に、火災が発生をいたしまして、非常ベルが鳴り、火災が発生した旨の放送をしたと従業員等は言っておりますけれども、そ

れが必ずしも宿泊者全員にうまく伝わったかどうかというところにはまだはつきりしない面がございます。この辺も、もしそのとおりであるとしたら、設備が十分でありまして、その設備を活用すると申しますか、その設備を基礎にした防火管理の問題ということが出てくるように思われるのでございます。

以上、三件、概要について御報告をいたしましたわけでございますが、以上三件を通じていろいろな問題点がございまして、私ども特に感じますのは、一つは、従前から指摘をしておりましたが、煙の対策というものを今後さらに強化をしていかなければならないということが一点でございます。それから、もう一つは、施設、設備をいかに設けましても、いざというときのその作動の問題、あるいは宿泊者等の避難等を含めました防火管理の問題、この煙の問題と防火管理の問題は今後さらに徹底をして考えていかなければならない、こういうふうに思っているわけでございます。もちろん、各種の消火設備、あるいは建物の構造、あるいは建築基準法の問題になるわけでございますが、建物の構造、設備等につきましても今後規制を強化していくべきであろうと思っておりますが、特に、煙というものを中心に考え、あるいは防火管理というものを徹底をするという方向でものを考えていく必要があるように思われます。

その煙の問題につきまして、一、二火災実験をいたしましたので、資料としてはまだ御提出を申し上げることになっておりませんが、煙の火災実験についてここであわせて御報告を申し上げます。

一つは、厚生省の旧館で五月九日に火災実験をいたしました。これは建設省の建築研究所、通産省の製品科学研究所、私どものほうの消防研究所、三者が合同して火災実験をいたしましたわけでございます。厚生省の旧館の二階の大部屋、床面積が二百二十五平方メートルでございますが、ここに火災室を設定いたしました。この火災室に、

衣料でございますとか、木材でございますとか、ちようど千日デパートビルの三階売場にございまして、いろいろな可燃物を置いておきまして、それに火をつけまして実験をいたしましたわけでございます。実験の目的でございますが、実験の目的は二つございまして、一つは、部屋に火災が発生をいたしました際に、階段室等が避難路になるわけでございますが、その避難路に煙が入った場合に、煙を排除する場合の効果の測定ということが第一点でございます。

それから、第二点は、煙がどういうふうに動いていくか、煙の流動状況を把握をいたしまして、それから煙の分析を行ない、建物の防煙対策に資するということが目的でございます。そこで、実験の方法といたしましては、まず排煙の方策といたしまして、先ほど申し上げました設定をいたしました火災室から煙が階段室にだんだん出てまいりました。それで、五階が一番上でございまして、五階の室内にばいになりまして時点で、電動送風器によって階段室に風を送りまして、その送風量なり、あるいは火災室や階段室のドアが開いているか閉まっているかというふうな状況、そういう条件を変えまして、下から風を送ることによって排煙の状況がどういうふうになるかということを観察をいたしましたのが第一点でございます。それから、もう一つの点は、煙の発生量なり、あるいは上階に対する伝播の状況、あるいは煙の毒性というふうなものを観察測定をいたしましたわけでございます。

その実験の結果はたゞいま取りまとめているわけでございますが、まず、排煙の問題といたしましては、結論的に申しますと、ある一定の条件のもとにおきましては、下から風を送ることにによりまして、避難路と階段室等の煙を排除する効果が非常に大きいということが認められたわけでございます。しかし、これは一定の条件のものでございまして、条件を変えまして、たとえば階段室に多少一階階段の防火とびら等の開閉の状況によりましては、煙を送ることによってかえって火勢を

あおるというような事情もあるわけでございます。その一定の条件のもとにおきましては、電動送風器で風を送ることによって、階段室を避難路として活用することが実験問題として考えられるという方向の大体結論を持っております。厚生省ビルの煙の実験は以上でございます。

それとあわせて、東京消防庁が旧労働省ビルの、やはり煙についての火災実験をいたしました。これは六月三日でございます。それににつきまして簡単に御報告を申し上げます。

旧労働省ビルは、三階建ての鉄筋コンクリートの建物でございますが、この一階の一つの部屋に、家具でございますとか、腐材でございますとか、化学繊維などを約一トン入れまして、それに点火をいたしました。その火災によって一体どういう影響が起きるかということを中心に実験いたしましたわけでございます。二階や三階の廊下に試験用の防火戸を設けまして、これが一体煙をどういうふうに遮断するかという効果を測定いたしました。同時に、煙の拡散状況でございます。あるいは防火戸の自動閉鎖装置というものがどういうふうに働いているかというふうな有効性の問題、あるいはスプリンクラーの働く状況というふうなものも測定を行なったわけでございます。この実験の結果も現在取りまとめ中でございますが、大体観察をされましたところの事項の幾つかを申し上げます。一つは、煙は、火をつけましてから三分三十秒くらいで三階階段室に達しまして、六分で三階廊下全域に充滿をいたしました。やはり、煙の速度がたいへん早いということが観測されたわけでございます。

それから、防火とびらの自動閉鎖装置、これは熱に連動いたしまして閉鎖したものでございまして、これは作動がかなりおそかったという結果が出ております。ということは、やはり、煙対策から申しますと、煙に連動をした自動閉鎖装置というふうなものを今後積極的に進めていく必要があるのではないかと感じをいたしておるわけでございます。

それから、防火シャッターでございますが、これは火の遮断が主目的でございます。煙の遮断にはあまり効果がないように見受けられましたが、防煙の処置をしたものはかなり遮断効果があった、こういうような結果が出ているわけでございます。東京消防庁が行ないました旧労働省ビルの火災実験の概要は以上でございます。

さて、私ども消防庁といたしましては、昨年の千日前のデパートビルの火災以来、あの教訓にかんがみまして、消防法で規制をいろいろ強化いたしました。政令、省令等を改正いたしました。規制の強化をしてまいりましたわけでございます。

その概略を大体申し上げますと、劇場でございますとか、キャバレーでございますとか、旅館でございますとか、病院等の不特定多数の人の利用する施設、それから、それらの施設が混在をいたしております、いわゆる雑居ビルというふうなものを中心にいたしまして規制の強化をはかってまいりました。おもな点といたしましては、防火管理者を選任をしなければならぬ施設の対象を拡大をいたしました。あるいは、消防計画をつくることになっておりますが、消防計画を消防機関に届け出ることを義務づけをいたしました。あるいは、避難訓練の強化というふうな防火管理体制の強化を省令、政令の段階ではかってまいりました。同時に、消防用施設につきましては、スプリンクラー設置でございますとか、あるいは自動火災報知設備、あるいは避難器具等の設置義務の対象の拡大をはかってきたわけでございます。そのような措置を講じてまいりましたわけでございます。けれども、先ほど御報告を申し上げましたように、最近の火災、特にビル火災の事情は、規制の強化なり、あるいは防火管理の拡大なり、あるいは煙対策というものをさらに早急に講じていく必要性というものを痛感をしていただいているわけでございます。

まず、煙の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、労働省ビルあるいは厚生省ビルにおいて実験を行なったわけでございます。

が、今後考えます問題は、避難通路というものを煙から守るための排煙の方式ということ、重要な点として至急に検討をいたさなければならぬと思っております。あるいは、室内におきます可燃物の物量の制限というふうなものも強化をしていく必要があると思ひます。同時に、煙火災におきます消火活動が、消防関係機関としてたいへん難渋をいたしております。空気呼吸器というものを一つつけて煙の現場に突入をいたすわけでございまして、現在の呼吸器等がかなり重量も重し、その耐用の時間数も短いわけでございまして、もう少し有効な呼吸器というふうなものの開発をしたい。これもほぼめどをつけているわけでございしますが、そういうように、消防機関から始まりまして、施設自身の、特に人命の安全という見地から煙対策というふうなものをさらに強化をしていく必要を痛感をしていただいております。

それから、建築基準関係といたしまして、これには建築の構造設備の問題でございしますが、やはり、避難階段でございまして、防火区画でございまして、あるいは空調のダクトを伝って煙等が入りますので、この問題でございまして、あるいは防火とびらの、先ほども申しました閉鎖の機構、いままでは大体熱に運動して防火とびらが閉鎖をするというものが多かったわけでございしますが、やはり、煙に運動する閉鎖機構というふうなものをもっと積極的に考えていかなければならない。あるいは建築基準の関係でも、既存の建物に対する規制の適及の問題というように、これは直接には、私どもの問題と申しますよりは、建設省の建築基準、建築構造、建築設備の問題でございまして、私どものほうからも十分連絡をとりながら、建設省のほうとしても十分その辺を今後考えてもらっていかねばならない、こういうふうな感じを強くするわけでございします。

先ほど、私は、今後の問題といたしまして、煙の問題と同時に、一つは防火管理体制の強化というのを申し上げたわけでございします。先ほどの

三つの火災からも御想像をいただけますように、三つの施設ともに、この種の施設としては比較的に消防設備は整っていたほう、こういうふうな考えられる施設でございします。その施設がかなり大きな犠牲者を出したということは、設備、施設の強化もさらにする必要もございしますけれども、同時に、防火管理体制というものをさらに徹底をしていかなければならないということ、痛切に感じるところでございまして、防火管理体制は、これは消防機関が取り締まるだけでは結局どうにもなりませんので、施設なり設備の設置者、運営者の自覚というものをさらに徹底をしていく方途を何らか講じていかなければならない、こういうふうな感じをいただいております。

そこで、そういうことの一端といたしまして、私も、特定の施設、特に不特定多数の人が使用をいたします施設につきまして、表示と公表という制度をやりたいといたしたいということを地方の消防機関にお願いをしているわけでございします。表示と申しますのは、そういう施設につきまして、消防設備、法令に定められました設備の基準があるわけでございしますが、その設備の基準を満たしております、しかも防火管理その他の運営面においても、これならばまずだいたいよいぶだというふうな施設につきましては、消防設備が整っているという意味で、「消防設備良好」という表示をこの施設の内側、外側にさせていただきます。現在、こういう不特定多数の人が利用いたします施設は全国に非常に数が多いとしまして、その中には、消防機関がたびたび警告を発していても、なかなか現行法の基準を充足していないという施設がございします。そういうことで、表示をいたしますと、かなりのものがこの「良」の表示から脱落をするというふうな事態もございまして、場合によりましては、営業妨害ではないかというふうなこともございしますけれども、この表示の制度というものを東京消防庁あたりから始めてもらっていただきます。さらに、消防設備が整っております

で、消防機関が何度警告を発してもそれに従わないというものは新聞等によって公表してもらい、それによって市民に情報を提供いたしまして、一般の人と一緒に安全な町づくりを考えていく、こういうようなことを考えているわけでございします。

それから、最後に、これらの災害から考えますと、消防設備におきまして、特に火災が発生をいたしました場合に、それを消火するのに一番有効なものの一つといたしまして、スプリンクラー設備がございします。私どもは、今後、このスプリンクラー設備の設置の対象の拡大、それから、これにはかなり困難がございしますけれども、これの適及適用という問題をさらに積極的に考えてみたいと、こういうふうな思っているわけでございします。

以上、最近のビル火災の事情と、それに対する私どもの考え方、今後とすべき措置というふうなものにつきまして御報告いたしました。

○上村委員長 以上で、説明は終わりました。

○上村委員長 次に、内閣提出にかかる公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。江崎自治大臣。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市街化区域の」を「都市の健全な発展と秩序ある」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 都市計画区域 都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

第二章 市街化区域内の土地の先買いを「第二章 都市計画区域内の土地の先買い」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

第六条第二項中「二週間以内」を「三週間以内」に改める。

第七条を次のように改める。

（土地の買取価格）

第七条 地方公共団体等は、届出に係る土地を買い取る場合には、地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条の規定による公示価格を標準として算定した価格（当該土地が同法第二条第一項の都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格）をもつてその価格としなければならない。

第八条第一号及び第三号中「二週間」を「三週間」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項の届出に係るものにあつては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の届出に係るものにあつては」を削る。

第十条第一項を次のように改める。

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行なわせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

第十七条を次のように改める。

（業務の範囲）

第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行なうこと。

イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は

公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものをいうこと。

三 前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 前項第一号の土地の造成（一団の土地に係るものに限り。）又は同項第二号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行なうこと。

二 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうこと。

附則第二條第一項中「第十條第一項に規定する地方公共団体の事務」を「第十七條に規定する業務」に改め、同條第六項中「第十條第一項に規定する業務」を「第十七條に規定する業務」に、「同條第一項に規定する地方公共団体の事務」を「同條に規定する業務」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年九月一日から施行する。ただし、第二條の改正規定、第二章の章名の改正規定、第四條から第九條までの改正規定並びに次條、附則第四條、附則第六條及び附則第七條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地の買取りの協議等に関する経過措置）

第二條 改正後の公有地の拡大の推進に関する法律

第一類第二号

地方行政委員会議録第三十四号

昭和四十八年六月二十二日

律第六條、第八條及び第九條の規定は、前条ただし書の政令で定める日以後に同法第四條第一項の届出又は同法第五條第一項の届出があつた場合について適用し、同日前に改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第一項の届出又は同法第五條第一項の届出があつた場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第四條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五條 第五号中「建設事業費」の下に「並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）」を加え、同條第二項中「事業費」の下に「及び購入費」を加える。

第五條の二 中「起す地方債」を「起す同号の建設事業費に係る地方債」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の五 第四項中「第十條第一項に規定する地方公共団体の事務に相当する業務として土地を取得する場合における当該土地」を「第十七條第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得する場合における当該不動産」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第六條 建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号の六 中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第七條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一号の二及び第九條第十七号中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

理由

最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買に関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一号の二及び第九條第十七号中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

理由

最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買に関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○江崎國務大臣 ただいま議題となりました公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

公有地の確保につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、その促進をはかつてきているところでありますが、最近の土地需要の動向に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買制度を整備するとともに、土地開発公社の業務を拡充する等所要の措置を講ずる必要があります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であり、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、土地の先買制度の整備についてであります。現在、市街化区域に限定されております土地の先買制度の対象区域を都市計画区域の全域に拡大いたしますとともに、届け出により先買をした土地は、公共用地等の代替地に充てることができることとしております。なお、届け出等にかかる土地の譲渡制限期間を最長四週間から六週間に延長することとしております。

次に、土地開発公社の業務の拡充についてであります。公社の本来の業務に支障のない範囲内

において、地方公共団体の委託により、土地の造成とあわせて行なう公共施設の整備等の業務を行なうことができることとしていたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 次に、警察に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。吉田法晴君。

○吉田委員 三月の十二日、これは福岡県の宮田町というところにあります県立鞍手商業高校で起こった問題であります。

〔委員長退席、中山（利）委員長代理着席〕

校務分掌に関連をいたしました、職員会議で相談されることになっておりました、その校務分掌について、いわゆる校長の私案を提示した。協議をすることになっておつたけれども、相談するに至らなかった。この問題について揭示をした、その揭示の紙を破つたということ、六月の十二日に、強制捜査あるいは取り調べ、書類の送検という、いわば警察の強権的な活動があつたわけであり、問題は学校の中の問題で、学校の中の問題も、これはあとで文部省の御意見等も承りますけれども、私も調べた範囲内では、校長も、あるいは教頭等も職員会議で議題にする、相談をするということになっておつたものを、揭示をしたというところで問題が起こつた。しかし、それは学校内部の問題であります。三月の十二日にあつた問題を六月の十二日になって強制捜査に踏み切っております。PTAやあるいは学校の生徒からも、学校の中に警察が入つたことについてのいわば抗議的な申し出がございまして、この三月の十二日のことについて、しかも学校内部の

問題について、六月十二日以降強制捜査に踏み切った理由をまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○江崎國務大臣 これは具体的な事案でありますので、警備局長から詳細に御答弁いたさせます。

○山本(鎮)政府委員 事件の発生は、いまお話しがありましたように、三月の十二日でございますが、警察が知りましては、四月の七日に学校から被害申告がありまして承知したわけでございまして、その後、四月の十三日から捜査を開始いたしました。前の校長ら十四人から延べ十八回にわたって事情を聴取したわけでございします。その結果、容疑事実がはっきりいたしましたために、六月七日に裁判所から捜査差し押え許可状、検証許可状の発行を受けまして、日曜日を持って、六月十日早朝に捜査、検証を行なうとともに、被疑者に任意出頭を求めたものでございします。この間、関係者が教育に携わる方であるために、事情聴取についても教育的配慮を必要としたということ、それから、事件当時の校長が退職して大分県に在任しており、出張して捜査をする必要があったということ、それから、捜査差し押えの日時をきめる場合についても、生徒の目に触れないように日曜日の朝を選ぶ、こういうような形で慎重な配慮を行なったというように、捜査及び被疑者に対する任意出頭要求までに、認知してから約二カ月かかったわけでございまして、そういう事情ということを御察察いたしたいと思ひます。

○吉田委員 経緯について、私も少し知らぬこともございますが、送検をされました書類は公文書破壊案ということになっておるようでありまして、六月の十六日、私も、社会党の調査団という事で、文教委員諸君も含んで参りまして、教頭、事務長から聞いたところによりますと、あの掲示をした文書が公文書ならば控えがあるだろう、あるいは現物がプリントされたということもあるから、その書類の保存があるだろうということ

とを尋ねましたけれども、控えもない、あるいは保存もない、そして、公文書かどうかということについては、公文書とは考えられないと言う。これは教頭のお話しでありました。これは形式的に公文書と考えるかどうかという問題が一つ、それから、この内容であります、先ほども申し上げましたけれども、三月十二日に職員会議が開かれた。冒頭に、この校務分掌の問題について、時間がたつとこれから冒頭に協議をすべきではないかという緊急提案がなされたけれども、協議の結果、これは議長は校長がしておりますか、あるいは実際の説明を教頭がしておりますか、つまり、それからいよいよ話では、その日四時から警備員の葬式があるからということで切り上げなければならぬが、まず議題になっている問題を協議をして、そのあとで校務分掌については協議をしよう、議題にしようという了解で進んだ。ところが、三時二十分ぐらいになって、教頭がお坊さんで葬式を実際に主宰をしなければならぬものから、教頭が立って、あとは聞いた話だけれども、そういうことでございしますけれども、その校務分掌については相談をするということになって、相談に至らなかった。したがって、決定案だとは、職員会議にはかつてきめた案というわけにはいかぬという点は、これはお認めいただけると思うのです。そうすると、いわば校長が原案を出して職員会議で検討するというふうになっておったのですが、そうでないものを一方的に掲示をするということになれば、校長の意思を職員会議にはからないで一方的に掲示をするということになって、実質的にもそれが公文書であるということと断定することは困難ではないかと思ひます。これらの点についてはどういうぐあいに報告を受けておりますか、承りたい。

○山本(鎮)政府委員 最初の御質問、公文書でないのじゃないかという御質問でございしますが、本件は公文書毀棄罪ということで送致したわけでございしますが、公文書というものは「その作成者、作

成の目的いかんにかかわらず、現に公務所で使用に供した使用の目的をもつて保管している文書を総称する」というふうに判例でなっているわけでございしますが、この鞍手商業高校は、やはり、地方公務員の地位にある同校の教職員が勤務する公務所でございします。また、本件文書は、当学校当局が、校長の名前をもって、昭和四十八年度の校務分掌の一部を全教職員に告示するため、同校の教職員室の中に掲示したものでありますので、それが法令に基づいて作成、使用しているものであるといふにかかわらず、また、同校校長の押印があるといふにかかわらず、同校で職務上の必要から現に使用中の文書であることは明らかであるので、公文書毀棄罪の客体としての公文書に該当するというふうに判断をいたしましたわけでございします。

さらに、当日の状況、事実の関係について御質問でございしましたが、われわれ警察のほうで調べた事実と若干事実関係が異なっております。いま、わかれわれの把握しているところによりますと、校務分掌問題取り扱いをめぐっているものと紛糾したわけでございしますが、校長の指示で、まず最初に入試事務の問題についての審議に入って、午後三時少し前に、お話しがあったように校長が立ち上がった。みずからの権限に基づいて決定した校務分掌を読み上げたわけです。ところが、喧嘩のため聞き取れないという状況になったために、この校務分掌を書いた文書を面前に掲げて全員に示して、職員に命じて、これを黒板に画びょうでとめて掲示させたものでございします。したがって、本件文書は、校長が学校管理規則第十二条及び本年の二月一日付の福岡県教育委員会教育長通達に基づいて職員の見解を徴しながら、みずからの権限に基づいてすでに決定いたしました校務分掌を職員会議で職員に示達しようとしたが、徹底を欠くくらいがあったためにこれを黒板に掲示させたもので、単に事案というわけでなく、これはもう決定されたものであり、これが公

文書に該当するというのは当然であるというふうなわれわれは判断をいたしております。この間の事実関係について、先生の御調査と若干違った点があるので、私のほうの意見を申し上げた次第であります。

○吉田委員 事実の認識の違い、それから法律的な解釈とが違ってくるのは当然だと思うので、文部省の諸審議官に来ていただいておりますのでありますが、校務の分掌という問題が、学校の中で、学校の教諭の本務であるかどうかお尋ねをいたしたいと思ひます。

教育基本法あるいは学校教育法等の関係の部分を見をいたしても、校務の問題について学校長が自分で考えた、だから、その考えたことを表明することはすなわち学校の校務であり、そしてまた校務を分掌させることは一方的に命令し得ることだとはどうしても納得ができません。教育基本法第一条に「教育の目的」と書いてありまして、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」となつてゐる。個々の個人の価値をどうとび、それから勤労と責任を重んじ、自主的な精神に満ちた国民を育てるということであるならば——先生自身も、あるいは校長自身も、あるいは校長と教諭との関係も規定してございしますが、勤労と責任を重んじ、自主的な精神に満ちた人を育てるためには、学校自身も、あるいは教諭自身も、校長も、自主的な精神に満ちておらなければならぬ。教育でありますから、教育者の人格というものが生徒、児童に移ると思ひます。この校務分掌の中には、庶務、消火あるいは清掃、衛生等の業務もございしますが、これを本来の教育そのものとは言いかねることは、これは何びとといえども否定するわけにはいきまいと思ひます。あるいは生徒指導とか、進路指導とか、あるいは学生主任とか、教

務主任とかいうのは校務に関係ないことではございませんが、それが本務であるのかどうか、自分の受け持ちの児童に対して教育をする、あわせて校務について担当をきめて分掌する、これらは校長を中心にするにしても、先生の間に、一人一人の教諭の自主性と、協議による納得と、自発的協力なしには校務の円満な処理というものはむずかしいのではないかと思うのです。そういう意味では、校長がこう考えたから、それを一方的に発表すれば、それで学校の業務がうまくいくというものではなからうと私は考えるのであります。職員会議にかけるということは最初に相談をしてきめたが、それを協議するに至らなかった。すでにそれはきまっておった。校長の腹の中できまっておった。しかし、それを職員会議にはかり、あるいは相談をしてそれぞれ引き受けを願うという過程があつてこそ、ほんとうに校務分掌の決定と協力とができると思うのです。言うまでもないことでありますけれども、綸言汗のごしというとか、昔の天皇制とか王制なら別問題であります、学校で校長が言ったら、それが何でも權威がある、それがそのまま実行されると考えるのは、私は、封建主義だと思ふのです。少なくとも、教育基本法やあるいは学校教育法が予定しているところではなからうと思う。そこに警察が介入をしておるわけでありますが、警察の介入の可否は別にして、校務分掌という問題と、校務分掌を民主的に運営していくべきである、あるいは民主的にきめるべきであるという考え方についての、文部省初中局長としての御意見を承りたいと思います。

ございまして、それから教諭のほうは、教諭は児童または生徒の教育をつかさどるというようになつております。そこで、先生の御指示は、教育をつかさどるのだから、日々の教場における教育活動、それが仕事じゃないか、各種の掃除とか、衛生とか、文書記録とか、あるいはその他の校外補導とか、そういうものは先生の仕事ではないのではありませんかというふうにお聞きしたわけでございしますが、しかし、私どもが考えますのは、およそ学校というのは、校長がおり、教諭がおり、そして子供がおつて、その学校という施設において、その人的あるいは物的な活動体が一つになつて教育活動をするところにその意義があるわけにございしますから、子供が学校におつて日々教場で勉強するということだけが先生の仕事ではない。やはり教場の外においても教育活動を円滑にし、そして、先生が、おつしやるような基本法の目的に達するような子供を教育するために、それは、そのほかのいろいろの校務というのがございしますから、そういうものは直接教育という活動をそのものでなくとも、それはやはり先生の仕事だというふうに考え、今日まで各県に御指導申し上げ、それをやつていただいております。そこで、今度は、校長さん、そのような教師の職務というものを前提にして所属職員を監督するのでありますから、校長が校務分掌をきめる、だれは何年の学年主任とか、あるいは全校の校務主任だとかいうことは、校長さんがきめるというものは論理上当然であるかと思ひます。福岡県立の県立学校の学校管理規則によりますと、校長は毎年先生の校務分掌というものをきめて、県の教育委員会に届け出なさいという規則があるわけにございします。ところで、問題になりますのは、その校長が校務分掌をきめる場合に、いわゆる職員会議というものがどういう立場に立つかということにございしますが、聞きますところでは、従来、福岡県では、学校によつては、校務分掌をきめる場合に、職員会議の投票等で、だれ先生は何、だれ先生は何というふうに分掌をきめて、それを校

長に報告する、校長はそれを一方的に受け入れて校務分掌をお願いする、こういうやり方をやっておったようでありますが、いま申しましたように、校長さんの立場というのは、やはり、主体的に当該学校の運営について最終的に責任を負う方でございます。おっしゃるように、独断専行してよろしいというものではさらさらないけれども、そういう意味では、職員会議等にはかつて、十分御相談申し上げるということとは必要でありましょうけれども、最終決定はあくまで校長さんのところにおいてきめる性質のものである、こういうふうに考えられるわけであります。

そこで、福岡県では、ことしは、いまの学校管理規則に一条を加えて、いま申し述べたような職員会議の性格というものを規則の上でも明らかにした、こういうふう聞いておるわけでございます。

そこで、いまの戦手の問題になるわけでございますけれども、したがって、校長の立場としては、規則の定めるところに従って、先生方の御意見というものについては事前にいろいろと聞いたというところでございます。しかし、聞いたけれども、最終的には校長がこういうような校務分掌でいこうということを決定して、これを職員会議に伝達しようとしたところがうまくいかなかったという経緯のように私どもも聞いておるわけでございます。

○吉田委員　いままでの福岡県の実態と、それを
変えようとする教育委員会なり、あるいは県の立
場がどういうことにあつたかということとは具体的
にあらわれておりませんけれども、この問題につ
いても、学校から警察活動を求めたという形跡は
ないようであります。少なくとも、学校について
聞いた場合にはそういうことです。ですから、学
校の管理体制を管理規則の改正等で進めようと
した教育委員会等にあるいはあるのではないかと
感じたところであります。

それはあとで問題にすることにして、いままでの学校の校務分掌のきめ方は問題があるといっ

て、管理規則を変える。それから、そのやり方についても、管理規則には諮問すると書いてございますが、それといままでの経過といいますか、あるいは慣例といいますか、これをどういうぐあいに両立させるかということは、これは学校長なり、あるいは教育委員会の苦心のあるところだと思ひます。鞍手商業高校における従来のやり方、そして先生たちの意見も聞きながらきめていこうというやり方、しかも、それが、教育委員会から一方的に指図をされてやろうとしたところに摩擦が起こつたと考えられます。この問題について、あとで、PTAの代表やら、あるいは子供自身から、学校の現場に警察が入ってくることで抗議的に申し入れがあつたやに、一つは新聞で、一つは現地で実際に聞いた。あとで校長に会いましたら、事態の円満な解決を望むということはやはり校長さん自身も言つておられます。先生とあくまで対立をしていつて、それで済むものではない。そうすると、それから職員との関係、先生との関係の問題と、それから、教育をどんなに効果的に、教育基本法、学校教育法の精神に従つてやるかという問題について意見が分かれたときに、その意見の統一のために警察を入れることが望ましいかどうか、これらの点については、これは校長の発言ではございませんが、常識的に考えるところだと思ひます。やり方は、さつきも申し上げましたけれども、学校運営のやり方を、一方に昔流に校長が思つたとおりにやりさえすればよいということとでいくとは考えられません。まあ、法律に書いてありますように、監督をするとか、あるいは責任をもつて云々ということはございまいしょうけれども、教育基本法にしましても、あるいは学校教育法にいたしましても、その精神が先ほど申し上げたような点にあるならば、その民主的な教育あるいは平和的な教育をどう進めていくか。学校児童、生徒の自発性、自発的な成長を助けるというのが民主的な教育の本務であるならば、学校の運営も民主的にやらなければならぬというのが当然だろうと思ひますが、問題が起こつたときに警察

を入れて解決するというのはどうですか。

○諸澤説明員 学校の運営なり、あるいは生徒の指導について、基本法、学校教育法の示しますところから見て、自主的な人間を育てるということとは、これは申すまでもなく非常に大切なことだと思ひます。そういう意味で、先生が自発的な創造的な教育活動をするということはわれわれも期待するところでございますけれども、しかし、それは、あくまでも、定められたルールの中においてそのような活動をしていただかなければならないわけでございますから、いまの職員会議の性格、それによる校長の責任というものを踏まえていただいた上でやっていただくことが必要だ、かように思ふわけでございます。

警察の調べ、捜査を受けたというのは不幸なことではございますけれども、われわれとしては、そういう捜査を受けるような事態が何らかの形で学校に起こったということがはなはだ残念なことであるというように思ふわけでございます。

○吉田委員 校長から、先ほど申し上げましたように、われわれに、円満な解決を望むという発言までもございました。それを、校長の意思どおりに強行しようということで学校に警察を入れたという結果になっておるが、円満な解決を望むという校長の意思が進められるためには、あるいは成就させられるためには、この問題も問題になると思ひますが、あるいは校長も教頭も、関係者も、学校に警察が入ったということについては、程度の差はあれ、ひとしく遺憾の意を表明しておられるところであります。この校長の希望を達成されるために、警察に対して、文部省として希望せられるところはございませんか。

○諸澤説明員 いま申しましたように、学校内で、何らか警察の捜査を受けなければならぬような疑いがある事実が発生したというところに問題があるかと思うわけでございますので、われわれの立場といたしましては、今後警察の調査の成り行きを見てまいりたい、かように思ふわけでございます。

○吉田委員 この場で調子を合わせようとするのは私も納得いたしかねますが、それでは、国家公安委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

労働運動に警察は介入することは毛頭考えていない、労使の争いに對しては、これは法の範囲内で当事者にまかせるのだ、警察というのは中不正不党だ、こういうふうに言つてこられた。現地に参りまして、県の警察本部の部長あるいは警備部長等の立ち会ひでございまして、学校運営あるいは校務分掌についての意見の対立があつて問題が起つたというところに警察が介入する理由はないではないか、かねて国家公安委員長の言明をせられたところと、福岡県警察がやっておられます態度は違ふのではないかとお尋ねをいたしましたら、警備部長が答弁をして、あとで警察の本部長もそれを肯定されましたが、労働運動あるいは大衆運動に随伴して起つた問題だから警察は出動したんだ、あるいは強制捜査に踏み切り、あるいは調査をしたんだ、こういうお話しであります。そして、また、その社会的な影響をも考えたと言ふんでありますが、先ほど来申し上げましたように、学校の運営あるいは校務分掌に關連して意見が違つた。その揭示をした文書が最終的な職員会議の了承を得たものであつたか、かつたかという点は先ほど来争つたところでありますけれども、少なくとも、議題にするというところで議題にならなかつたことだけは事実である。すでに校長はきめておつたと言われますが、校長がきめておつたと言われることを、それまでには意思表示は全くなかつたわけでありまして、あるいはその関係者の中であつたことでありまして、肩をたいて言つても、あるいは口頭で言つても、しかし、議題にしないで、了承を求めないで、一方的に揭示をされたという点に、はたして公文書であるかどうかという疑問を私も持つたゆえんであります。いずれにいたしましても、その校務分掌について意見が違つて、そしてまた、その表示の方法が問題になつておるところだけでも、校務に關連をして警察権力が介入されたこと

とは望ましいことではないと関係者の全部は言う。校長も、あるいは教頭も、学校の先生も、PTAも、生徒もそう言う。そして学校の校長は円満な解決を望むと言つておるのに、労働運動に關連をするから、あるいは大衆運動に關連をして起つた問題だからということで警察権が介入されるならば、実問題として、それは労働運動に對する介入になるではありませんか。これは、福岡県の教育委員会と、その背後には県知事の意見もあるようでありまして、教育委員会と教組との間に意見の食い違ひがあつて、この規則の制定をめぐる、あるいは校務分掌のきめ方の問題をめぐつて争ひがある際に、大衆運動に關連がある、大衆運動に随伴して起つた云々ということを紹介をされることは、その介入の社会的影響のほうが大きいと考えられますけれども、これは警察当局の答弁を伺いたい。あるいはこれは大臣答弁かもしませんが、どちらからかひとつ意見を承りたいと思ひます。

○江崎國務大臣 これはあなたがおっしゃる通りに、学校教育に与える影響を考えながら警察が行動をするということは当然だと思ひます。それから、警察は、こういった労働問題については、厳正中立、公正な立場をとる、これももう当然なことでありまして、ところが、これは何も警察が好んで介入したわけではなく、さっきからの説明でおわりのように、四月七日に学校からの被害申請があつて、それから事情聴取をしたり、取り調べが始まつたわけでありまして、校長がいわれる福岡県立学校管理規則の定めるところに従つて、自分の権限で決定した新しい校務分掌の内容を文書に作成して、これを事務主任に命じて教職員室内に掲示をさせたところ、数人の組合員が校長の目の前でやにわにその文書をはぎとつて持ち去つたという問題ですが、これは、やはり、当事者から被害届けがあり、取り調べをされたということになれば、警察としては、悪質違反ということで調べておるというわけでございます。これは当然だと思ひます。

○吉田委員 同じような事件が、私もかつておりました六月の十五日に起つておるのでありますが、これは労働運動ではございません。カネミという北九州にあります米ぬかからとりました油の中にPCBが多量に混入して、西日本一帯に何千名もの油症患者が出た。その油症患者に新しく認定された諸君が、市のあつてんで社長に会うことになつていて、十五日に面会を求めて行つたのであります。そして、工場の門のところまで社長に面会を求めた。これは市の職員も同行したわけでありまして、そうしたところが、一〇番で会社のほうから要請があつた。それで、警察の機動隊が出た。このカネミの会社は、社長さんはじめ会社がいままで患者にまともな十分話し合つたことでもありません。あるいは医療の一部は負担しておりますけれども、最初は、もし私のほうの油が原因でそういう油症が起つたならば——これはたいへんな症状ですが、それが原因で起つたのならば、まる裸になつても治療と補償に最善を期しますという話でありましたけれども、その態度が變つた。私は、これは、県、市の態度に原因があると思ひますけれども、十分会ひもせぬ。あるいは、誠意を尽くして話もしない。そこで面会を求めているのは当然だと思ひます。その門の前には、患者の会長が継続的にすり込んでおるといふ実態があります。その新しく認定された患者が、市のあつてんで社長に会うという約束がされたから行つた。玄関で患者だけには会う。患者以外の随行者とは会わない。押し問答の最中に警察が一〇番の電話があつた。行つてみて、何事もない。本人に聞いたから、護衛して工場に帰りたいということだつたから、護衛して工場に帰ります。何もしない。これは、世論から考えなくてもありませんし、面会を求めている患者を会わせないように、いわば、中に入つて、会社側に立つて患者を阻止した。そのあと、会おうと言われなかつた支援の人たちがへいの上になつて、いわば避難をしておつたのだと思ひますが、それ

を内部から引きずりおろして暴行を加えるという事態さえ起こりました。これは警察の行動がなかったならばそういうことまでは起こらなかったであろうと思いますが、被害者が加害者に対して面会を求めて、治療と補償を要求するのは当然だと思ふのであります。なぜそういうところに出るのでしょうか。私は、福岡県警察の態度に問題があると思つた。ここで公正な答弁が行なわれるかと思つたところが、警官の行動に対してはあくまで弁護しようという態度が見受けられますが、それは公正なるべき国家公安委員長の立場ではないような気がする。いまの問題に関連をして、重ねて御答弁を願います。

○江崎国務大臣 具体的な事犯につきましては、警備局長から詳細を申し上げますが、私は、公正な取り締まりを行なつておるというふうに報告を受けております。そればかりか、警察では、全然実力行使などの舉には出なかつたという報告でございます。

○山本(義)政府委員 お答えいたします。ただいまの件については、六月十五日午後八時十分ごろ、北九州市の小倉の東港町所在のカネミ倉庫から小倉署に対して、会社の総務課の次長が患者や支援のグループに取り囲まれて、いわばつるし上げられて難脱できないんだというような意味の——〇番が参りました、小倉署は、別に機動隊を出したわけではございませんで、私服の者がどんな事情かということ——一応そういう——〇番があつて、いわば助けてくれということなので飛んで行ったのです。そして、会社の正門の前でそういう状況を把握いたしました、次長に、交渉をおやりになるのですか、交渉をやつていくのですかということをお尋ねしたら、もう交渉はやりたくないんだと言つて引き揚げてしまつたという状況であつて、警察としては、別に、これらの患者と会社側との交渉の内容に干渉した事実もございませぬし、実力で患者を外に排除したというようないふこともなくて、まあ、一〇番があつたから飛んで行つた、そして事情、状況を聞いたというだけ

で、それに対する干渉、排除というようなことは何らしたことはないというように報告を受けておるわけでございます。

○吉田委員 公安委員長は報告を聞いて判断をするのですけれども、何もしたわけではない、こういうお話しであります。そこで警察官がどういう役割りを果たしたかは、そのときの写真を見ればわかることでもあります。報道は、私も現地に行つたわけではないから新聞記事を見るだけでありまして、カネミの会社側のいままでの仕打ちを見てみると、あるいはたび重なる面会を求めても面会もしない。だから、面会をしない加藤社長に対する非難の声はあつても、患者が面会を求めることについての非難の声はありません。これは新聞紙上を見てもわかります。

それで、市のあつてで面会をすることになつていて門の前まで行つた。そうしたら総務課の次長が出てきて、患者だけに会うという約束だから患者以外は入れませんと言ふ。そこで押し問答になつたのです。身の危険があるとかなんとかというところなら別問題にして、会う会わぬというところに警察が出て——これは写真を見ればわかりますけれども、また、県の本部長に聞きましたところ、本人に聞いたところ、本人が工場に帰りたいと言ふから帰れるようにしてあげたんだと言ふのですから、それは警棒をふるわけたりする、いわゆる実力行使であるかどうかはわかりません。また、出ていった警官は、私服も、あるいは制服もあつたかもしれないと思ひますが、機動隊ではなかつたかもしれない。機動隊ではなかつたかもしれない。せんが、それが総務課次長を工場の中に帰れるように、いわば面会を求める患者と会社側とを隔てて、交渉を打ち切らして、この話を打ち切らせた。市も立ち会つて面会をさせるということになつておつたけれども、面会をさせるほうには動かなかつた。客観的に見れば、会社に頼まれて、面会を求める患者さんを阻止をしたということにしかありません。そのことが非難されるゆえんだと申し上げておるわけでありまして、そうすると、

主観的にはどうであらうと、客観的には、この加害者と被害者との面会を求める患者に対して、警察がこれを阻止して、会社側を引き揚げさせて、面会をさせないやうにしたということにしかありません。これを申し上げておるのです。それから、その形勢があつたに影響したと思ふのであります。これは調べているという話ではございませぬけれども、会社側から被害者に対して暴行事件が行なわれた。いわば、全体を通じてみて、被害者の会社側に立つて警察は動いたという印象を受けることは、警察としては公正を欠くことになるではないかということをお申し上げておるのです。それから、この問題について言つて、いわば労働使の問題とは言うかも知れませんが、県の教育委員会と学校の先生との間で、学校の校務分掌のきめ方をめぐつて争ひがあつて、その問題を、校長自身としても、あとげんかのままで済むわけにはまいりませんから、円満に解決することをお望むということも言つておるわけです。そうすると、学校の内部の問題については、いわば鶏をさくんに牛刀をもつてするということではございませぬけれども、大上段に振りかぶつて学校の中に土足で入ることが問題を円満に解決することになるかどうか。学校教育法あるいは教育基本法に従つて教育が行なわれることが望ましいということとは、国家公安委員会といえども、あるいは警察といえども、異議を申し立てられることではないと思ふのであります。その全般的な立場に立つて、高いところから考えてみて、警察の動きについては行き過ぎがあらはれませんか。あるいは、大局に立つて言えば、片一方につくというやうな結果になることは慎むべきではないかということをお申し上げておるものであります。

重ねて公安委員長の御見解を承りたい。

○江崎国務大臣 警察側は、特にこのごろは民主主義的に行き過ぎがないやうに、そういう場面でも誤解を生じないやうに、十分配慮をして行動をいたしておるものと、私も実は認めておるわけでございます。

いまのカネミ油症患者の問題でございまして、これは患者側から言いますと、相当言いたいことも多いわけですし、当然、その補償を求める集まりですから、積極的に意思表明されることは、これは無理からぬことだと思ふ。会社側は、自分の命に關係があるというやうな主張をもつて補償を迫つてくる人々に、次長なら次長が会つておるといふことになりまして、やほり、よほど腹のすわつた人であらうと、ここでたまたま殺されてしまふのじゃないかといったやうな被害妄想にかはれる。これはどうもあることだと私は思ふのです。そこで、警察側に急遽助けを求めるといひます。状況の急を知らせるということがあつて、警察が参りました。そして、まあ静かに話をしましても、また、警察側も、そういうところへ入つていく場合には多少人数を持つておられますから、今度はまた相手に、やもすると誤解を与えがちなだということはあるやうに思ひますが、これは、警察がそういう場面に入つて、会社側についてどうするかとかどうするかというところはございませぬ。会社側として交渉の意思がないから、ひとつどうぞ自分の身を自由にしてもらいたいという要請があれば、それに基いて話し合ひをする、仲介の労をとるといふことは、火急の場面でありましてからあつたと思ひますが、その行動において不当な行為があつたという報告は一切受けておりません。

○吉田委員 まあ、それは、報告を受けているとは思ひません。自分で公正を失つて、あるいは会社側について云々ということとは、これは報告はないでしよう。先ほどの本部長からの説明をもつても、現地にやつてみたら、本人が交渉に応ずるといふならばとにかくでありまして、本人が帰りたいといふことだから帰れるやうにしてあげたと言ふんですから、その場に入つた警察が役割りを果たしたことは間違ひありません。(江崎国務大臣「それはやはり未然に防止する……」と呼ぶ)ですから、警察は出たけれども、何もしなかつたという説明がさつきありましたが、そうで

はありません。客観的には、一一〇番をしたから出ていった。出ていって、本人が帰りたいと言うから帰れるようにした。問題は、その場合、何時間も、あるいは何日も一部屋にとじ込められて問題だというような状態ではないんです。工場に行ったら、会という話だから、市の職員もついて行っている。時間もきまつている。そうしたら、門のところ、患者さんたちには会いますけれども、支援の人々には会いませんと言う。そして、会う人数のことで問題になった。そこで、その門の前で、何分だったか、何十分になったか知りませんが、いなくても、少なくとも一時間以上はたつてはいないわけですが、そこに警察が出ていて、割り込むことはないではないですか、警察の公正さを疑わしめるではないですかということを言っているわけです。

いまの学校の問題にしても、形式的に言えば、校長の指示をした文書を校務分掌と仕立てて、そこに犯罪をつくることもできるかもしれません。それはあなたたちなりの理屈によると、ですね。しかし、学校の中に警察が入って、校長と学校の先生たちが、その学校の運営の問題で相談をして意思の対立があった。それはいままでやりよった選挙の方法と、それから意見を聞いてやるという方法に変えたいというあればあったにしても、しかし、いずれにしても、本人の承諾なしには円満にはいきません。だから、校長がこう思ったからそれとやりやれというやり方ではいかぬのじゃなからうか。そのことをPTAも、あるいは学校の生徒自身も、校長さん自身も遺憾だと言いがらも、円満解決を望むならば、それは当事者の交渉にまかせるべきではないか。カネミと同じように、労働運動あるいは大衆運動に関連があるというところで警察が出られるということは、大衆運動抑圧、あるいは労働運動介入ということになるおそれがありますから、その点は直すべきではないですかということをお尋ねしておるわけでありまして、簡単にいいですから御答弁願いたい。

○江崎國務大臣 これは、不当な介入は一切して

おらぬということをお尋ねし申し上げておるわけでありまして。学園の場合も、学園からぜひひとつこれを取り締まってもらいたい、捜査してもらいたいということでも校長から直接の申し入れがあり、したがって、それに対して不法、不当な行為はないのかあるのか、これを捜査したというわけですから、何も好んで警察がそれに介入したとか、出しやばったとかいう性格のものではない一切ございせん。しかも、また、カネミの問題にしまして、これはやはり二十数人が押しかけてきた。このごろ新聞等で見たところのこういった抗議行動というものは相当きびしいものがあります。そうなるという、抗議を受ける側では、人数を制限して会いたいと言う。ところが、それは話がまとまらなかった。そこで一一〇番があった。これは、何となく交渉を受ける側の当事者の被害感の問題ですね。そこで警察が行って話をする用意ありやなしやと聞いたところが、大ぜいと話すことはどうも自分としては好ましくないもので、ひとつ何とか守ってもらいたいといわれれば、これはやはり不測の事態が起こるはなりませんから、そこで、未然に、そういう暴力行動やまたは不当な圧迫行動が起こらぬように、話し合いを穏やかに進めてもらいたいということで警察が間に入る。これはあることだと私は思うのです。ですから、これを不当な介入であるというふうに直ちに判断されることはどうかと思ひます。また、警察がかりそめにも不当な介入をすることがあつてはならぬと思ひます。したがって、そういう行動については十分注意は期しますが、今度のおおげになりましたという問題について、私ども、この議論のやりとりを十分承っておりまして、そんなに不当なものではない。もし、吉田さんがそういう不当介入は一切してはならぬとおっしゃるなら、そのことは全くそのとおりに考えておりますが、この事犯に関する限りは不当介入はなかつたというふうに思ひます。

○吉田委員 その背後を申し上げてお尋ねする時間がありますから省略いたしますが、願わく

は、かねてから言っておられるように、ほんとうに警察が資本の側について労働者を弾圧することのないようにしていただきたい。カネミの場合には、カネミの加藤社長という人は、さつき申し上げましたように、初めは裸になつても責任をとりたいたという話であつたけれども、態度が変わりましてのは県市の態度に原因があると私は思うのですけれども、これは亀井知事やあるいは市長選挙のときの後援者をやつたりいたしまして、その公正さがやはり問題になつているところです。世間の見るところはそれは見ておりません。それだけに、あまりに公正を装つて片一方につかると、やはり、警察の権威に關します。それからまた、では警察全体がそういう色彩を持つのか、片一方のほうにつくのか、強いものにつくのかと、警察にも民衆の批判というものが集中してまいと思ひます。そうならないように、ほんとうに公正を期してもらいたいと思ひ、まして福岡県のような、労働界と言われるような、労働運動が盛んに行なわれておりますところでは、それに対する不当な弾圧に客観的にならぬようにぜひ注意を願ひたいことを要望して、質問を終わります。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕

○上村委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、これから開かれる日教組の大会に備へまして、毎年日教組の大会が右翼に弾撃をされてトラブルを起こしておりますが、そのことに對する憂慮を兼ね、また、わが党の群馬県委員会の事務所がしばしば右翼に襲われ、あるいは川崎の地区委員会がしばしば右翼に襲われ、あるいは宮本委員長が右翼の者に刺殺寸前の状態に置かれたような、最近の右翼の目に余る挑発に關連しまして、これの警察との關係を質問してみたいと思ひます。

最初にお尋ねしますが、右翼の中で大日本興國青年隊というのがあります。

○山本(鏡)政府委員 ございます。

○林(百)委員 この大日本興國青年隊というのは、組織人員はどのくらいで、本部はどこにある

のですか。

○山本(鏡)政府委員 本団体は、組織人員五名というふうに把握しております。場所は東京でございます。

○林(百)委員 東京のどこなですか。東京だけではわからない。

○山本(鏡)政府委員 場所は、いまちょっと調べております。

○林(百)委員 この大日本興國青年隊本部の組織の中に局長という職名がありますか。

○山本(鏡)政府委員 そういふものがあるということはお承知しております。

○林(百)委員 そうすると、この大日本興國青年隊と警察との接觸はどの程度されておりますか。

○山本(鏡)政府委員 現在、特に接觸というようなことはございません。

○林(百)委員 現在ないということとは、過去にあったということですか。

○山本(鏡)政府委員 だいぶ古い問題については、私、ちょっと存じておりませんので、お答えできません。

○林(百)委員 今度の群馬県の日教組問題で、この大日本興國青年隊が出動しておる。そして、いろいろの集団的な暴行行為をしていふという事実を知りませんか。

○山本(鏡)政府委員 その事実は承知いたしております。

○林(百)委員 どういう行動をしたか、ちょっとここで簡単に述べてください。

○山本(鏡)政府委員 一つは、六月の九日、午前八時二十分ごろ、大日本興國青年隊四名が、前橋駅前デモを配布していた女性からデモをもらい受けたが、デモの内容が「右翼暴力団」と記載していたために、同女性に対して抗議し、脅迫罪で告訴されたという事件が一つございます。

もう一つは、同日午前八時五十六分でございますが、このころ、大日本興國青年隊四名が、たゞいま申し上げたデモに「右翼暴力団」と書いてあることに抗議するために、日本共産党群馬県委員

会事務所に押しかけ、事務員との面会を要求した
あと、二階の窓から事務員が写真撮影しようとし
たことから双方が口論となり、その後、住居侵
入、脅迫、強要等の罪で告訴された事件でござい
ます。

○林(百)委員 大日本興国青年隊の綱領というの
は、どういふ綱領ですか。

私は、昨日、警察庁のほうへ、この点はよく調
べておけと言つてあるはずですよ。最近のことは
知つてゐるが、前のことは知らないなんというこ
とは、警備局長、無責任ですよ。私のほうは、特
にこれをさして、十分のことについて調べてき
てくれと言つてきてゐるはずですからね。そんな
不正確な調査で国会へ来て答弁されちゃ迷惑で
すよ。綱領はどういふ綱領ですか。

○山本(鎮)政府委員 綱領というものはありませ
ん。ただ、この団体の現在の目標といひますか、
主張は「反共愛国」といふことでありまして、日
中問題、日教組大会、こういう時局問題をとら
えて行動してゐるということでございます。

○林(百)委員 日中問題、日教組問題をとらえて
行動してゐるということはどういふことなんです
か。どういふ行動をしてゐるということなんです
か。

○山本(鎮)政府委員 問題としては、街頭宣伝、
いわゆる宣伝活動ですね、こういうことで主義主
張を発表するということ、さらに、いま申し上げ
ましたような形で不法行為をいたしておるとい
うのが事実でございます。

○林(百)委員 だから、どういふ主張をしてゐる
といふのですか。日教組の大会をどうするとい
うのですか。それから、あなたは、「暴力団」と言
われて、それに対してこの大日本興国青年隊が抗
議をしたと言ひますけれども、それはどういふこ
とを言つたのですか。私のほうの調査によりま
す、「今度ここでやると、この世にいいものと思
え」といふことを言つたという報告が私のほう
へ来ております。どういふことを言つたのです
か。それから、日教組の大会に対してはどうい

態度で宣伝をしてゐるのですか。それでな
ければこの組織の性格が出てこないじゃないで
すか。そして、自分が「右翼暴力団」と言われた
のが気に入らないからといって、「今度ここでビ
ラを配れば、この世にいいものと思え」と脅迫す
るなんて、警察ともあらうものが、そんな論理の
通らない答弁をこゝでしたつてだめじゃないで
すか。

○山本(鎮)政府委員 もう一つの事件がございま
して……。

○林(百)委員 いや、もう一つの事件じゃないで
すよ。日教組と日中問題について宣伝をしてゐ
るのだから言うから、どういふ態度で宣伝をして
ゐるのかと聞いているのですよ。あなたは、綱領
はないと言つてゐるのだから……。

○山本(鎮)政府委員 日教組の問題については、
日教組大会の反対ですね。日中問題については、
日中国交正常化反対、こういうような趣旨でござ
います。

○林(百)委員 そうすると、女の子が朝配つてい
たビラというのはこれですが、参考までに、警備
局長に見せます。「すべての県民が立ち上り右翼
暴力団を一掃しましょう」「民主主義の危機です」
こういうビラです。そのビラを配つていた女の子
に大日本興国青年隊がどういふことを使つたと
いふ告訴をあなたのはうでは受けてゐるのです
か。告訴状を受けてゐるのですか。——そ
んな、告訴されてゐる内容がわからないようじや
ないか。もしかたがたありません。告訴の内容として
は、「今度ここでやるとこの世にいいものと思
え」、「おれはこれだ」と言つて、「右翼」とい
ふところをさした。「おれはこれなんだ、だから
今度ここでおまえがこういふものを配るならば、
この世にいいものと思え」と女の子を脅迫した
といふことの告訴でしょう。自分は右翼だとい
ふことを認めて言つてゐるんでしょう。

○山本(鎮)政府委員 現在、その件について告訴
を受けて警察で取り調べ中でございますが、現在
までの取り調べの時点では、そのような形の脅迫

をしたことがないということになっておりま
す。また、現在いろいろと取り調べ中ございま
す。

○林(百)委員 私の聞いているのは、告訴の内容
を聞いてゐるのですよ。告訴で被害者が何と言
つてゐるか、こういうことを聞いてゐるのですよ。
この「右翼暴力団」といふことに對して、「おれ
はこれなんだ、だから、おまえは今度こういふビ
ラを配るならば、この世にいいものと思え」と
言われたといふ告訴が出てゐるだらうといふこと
を聞いてゐるのですよ。とんちんかんな答弁をし
てゐるはだめですよ。時間がない。

○山本(鎮)政府委員 告訴の内容、告訴状につ
いては、群馬県の警察のほうに出ておるといふこ
とは、群馬県の警察のほうに出ておるといふこと
は承知いたしておりますが、罪名として、脅迫内
容の告訴であるといふふうにわれわれのほうへ報
告が来ておりまして、具体的にどういふ表現で
あったかといふことについては、現在取り調べ中
でもあり、われわれのほうに報告はまだ来ており
ません。

○林(百)委員 この組織は、警察とはいふ接触が
全然ないのですか。いまないといふことは、かつ
ては接触があつて、情報をとつておられたので
すか。

○山本(鎮)政府委員 現在、本組織と警察とは、
接触といひますか、そういうふうに特に彼らから
情報をとつてゐるというとは別にございませ
んが、かつては、いろいろな関係から、彼らの行動
についてわれわれに若干の情報が入つていたとい
うことはございします。

○林(百)委員 どういふ方法で情報をとつていた
のですか。

○山本(鎮)政府委員 普通情報をとる方法として
は、いわば、一緒にどこかでお茶を飲むとか、食事
をするとかといふような形になると思ひますが、
いづれにしても、普通の情報をとる方法で特定の
者と接触をしておつたといふことはございします。

○林(百)委員 それは、昭和何年ごろですか。

○山本(鎮)政府委員 大体、昭和四十二、三年ご

ろだといふふうに思つてゐます。

○林(百)委員 それでは、参考までに、私のほう
で資料をあなたのほうに逆に提供します。そん
な、情報をとるなんといふなまやさしい関係じゃ
ないですよ。この団体と警察との関係は、です
ね。

これは、ある市民の方が私に届けてくれた大日
本興国青年隊本部の局長武藤謙二の日記です。ま
ず、それを見ましょう。この「三月」の小さい欄
のところを見ますと、まず、三月の四日ですが、
「水戸縣警本部行」、続いて六日「水戸縣警本部
行」、八日「神奈川県警本部行」、AM一〇・〇〇、十
日「吉田と水戸原警署え、AM八・〇〇」、十五
日「熊谷谷縣警署え」(「熊谷谷縣警署え」といふ
げんな資料で質問するな」と呼ぶ者あり)これは
わかるでしょう。三月の最初の欄です。二十三日
「小田原警察え(公安課佐藤課長)」、こういう
ことが書いてあります。これは本人の筆跡である
ことは間違いないといふことで私に届けてくれ
ております。昭和四十二、三年ごろの接触という
は、このようなひんぱんな接触をしてゐたので
すか。

○山本(鎮)政府委員 いま、このメモを初めて見
るわけであり、これがほんとうに本人のものであ
るかどうか、ちよつといふところで断定できないわ
けでございますが、これによりまして、そういう
警察署あるいは警察本部へ行つてゐるということ
ですが、これは、街頭宣伝などをする場合届け出
をしつたりする必要もあるし、道交法上の許可を求
めるといふようなこともございします。警察へ
ひんぱんに行つても、別に、特別な関係である
といふふうに断定はできないと思ひますが、そん
な幹部がこういう形で警察へ来てゐるというの
はあり得ることであるといふふうには思ひます。

○林(百)委員 そんな言ひのがれを言つたつた
めです。

それじゃ、その下の欄を見てください。これは
「十二月」と書いてありますけれども、ここに白

い欄があつて「四二・三・二一(火)PM三・三〇おみやげもらう、熊ヶ谷警察署備長村山一彦氏」となつてゐるが、ピラまきの届け出に行つて、警察がおみやげをくれるのですか。いいかげんな答弁をしないでくださいよ、あなた。これはどういうことですか。

○山本(議)政府委員 一般的に申し上げれば、右翼の、特に極右の連中の行動について、具体的にその情報をとるといふのは、公共の安全と秩序を維持する上での一つのわれわれの職務でございます。いろいろな一般的な方法でそういう情報を集めてゐることは御承知のとおりでございます。その際、提報された情報の価値に見合った形で、いわば情報提供の謝礼を差し上げるといふこともまた一般的な状況、事実でございます。したがつて、ここでおみやげを提供したということがあれば、想像される点は、適切な情報を警察として提供されたので、その労に報いるために適当なおみやげをやつたというふうに考えられるわけでございます。

○林(百)委員 労に報いると言つたつて、あなた、憲法に規定されてゐる基本的な人権を侵害するような暴力右翼に対して、情報を提供したから、その労に報いるから警察がおみやげをやるなんて、そんな中立、公正な警察というのがあるのですか。それは、本来法律で守られるべきものの外のものじゃないですか。取り締まらなければならぬものでしょう。それに対して警察が、情報提供をしたからおみやげをくれる、そんなことは、右翼を泳がして、右翼を思い上がらせることじゃないですか。思想、信条の自由とか、あるいは警察に適正な刑事上の情報を提供したからというものは、それは正常の人がやる場合ですよ。人をおどかす、人を刺殺す、そして民主的な大会を妨害する、そういう、本来取り締まらるべき、法律のらち外にあるものに対して、警察が、情報を提供したからおみやげをやるなどということは許されるのですか。大臣、どうでしょう。そんなことまでして警察は右翼を泳がしてお

かなければいけないのですか。これはとんでもない話です。だから、右翼が大きな顔をしてはびこつてゐるのですよ。どう思いますか。何でそんなものにおみやげをやる必要があるのですか。人を刺殺すものへ警察がおみやげをやるなどというばかなことがどこにありますか。

○山本(議)政府委員 別に、そういうことでみやげをやつておるといふわけじゃないんですが、一般的な情報の提報、すなわち、たとへて言えば、あした群馬県に日教組大会の妨害のピラをまきに行くというふうな情報でもわれわれが受けければ、それに従つて、適切な群馬県における事前の警備配置その他もできるわけでございますが、そういうことがないと、いわば、この間の群馬県の日本共産党本部に押しかけていくというふうなときにも、適切なあらかじめの配置ができないというふうなことで、不法行為が起ると困るので、不法行為が起らないようにそういう情報を得る努力をいたしておるわけでございます。右翼を力づけ、あるいはそれを激励し、不法行為を奨励するといふような意味で謝礼を出しておるといふような事実は全くございません。

○林(百)委員 およそ警備局長にしては論理の合わないことですよ。民主的な日教組の大会を前橋でやる、それに対して妨害のピラをまきに行きます、よくそういう情報を提供してくれたといつておみやげをやる、そんなばかなことがどこにございますか。そんなことをしてはいかぬ、もしそういう民主的な集會を妨害するやうなことがあれば、暴力行為を取り締まりなり、あるいはそのほかで嚴重に警察は取り締まる、絶対そういうやうなことをしてはいかぬと言ふのが警察のつとめじゃないですか。それを、おまえ、あした前橋へ行つて日教組の大会の妨害のピラをまくといふやうな情報をよく提供してくれたな、ありがたう、おみやげをやるよ、行つてピラをまいておいでよ、そんなばかな警察がどこにありますか。

○山本(議)政府委員 そういうやうな意味で申し上げておるのではありません。それは、協力者というものは、大日本興國青年隊自体を代表して言つておるわけじゃないのでございまして、いわば、組織の中に入つて、その行動を警察に内報してくれる、協力をしてくれる者があつて、そういうやうな情報があれば、もちろん、間に合えば、大日本興國青年隊のほうの代表者に会つて、そういうピラをまくのはやめたらどうか、そんなことをしに行くといふのは、むしろいろいろなトラブルが起るからやめたらどうかといふやうな努力、そういうやうな勧奨、勧告、これは積極的にいたしておるわけでありまして、いま私が例としてそういうやうな事案としてあげたわけでございますが、協力者の情報において、不法行為の行爲を行なうおそれがあれば、その団体なり組織に対して、警察のそれぞれの手段なり手続をとつて、そういうことをしないように、本人の行動を制止し、抑止するための努力はいたしておるわけでございます。

○林(百)委員 あなたがのうがそういう努力をしておるにもかかわらず、事実は、大きな顔をして右翼が行つて妨害をしておるといふことは、あなたが最初に言つたことが本心じゃないですか。たとえば、このノートにあるもの、これは昭和四十二年です。昭和四十二年は、日教組の大会は、青森市で、五月十五日から十九日まで開かれたのです。あなたのほうは、さっき私が一例を申しましたけれども、このやうに常に接触を保ち、そして、おみやげまで提供をしておる。

さて、ここで、それでは、五月十五日に日教組大会が開かれた前後に、この大日本興國青年隊がどういふことをしたかといふことを見ますと……「(信憑性ないじゃないか)と呼ぶ者あり」もう信憑性の問題じゃないですよ。だから、私が言つたでしよう。入手の経路は、それは十分信頼のできるところから入手しておりますから、だから、事実で聞いているわけですよ。そんなこと、自民党の諸君なんか言ふ必要はないよ。

そこで警察に聞きますよ。それじゃ、国士館大學の倫理綱領の中に——自民党の諸君が行つて閣兵式にも参加してゐるし、祝賀會をやつてゐるじゃないですか。右翼と自民党の一部の諸君と関係があるなどといふことは、文教委員会ですら、どこでだつて論議されてゐることですよ。いいですか。そこで私は聞きますよ。(「十ぱ一から言つてもらつちゃ困る」と呼ぶ者あり)だから、自民党と言つてゐるのですよ。

そこで、五月十五日から十九日まで日教組の大会が開かれた。このことはこの二枚目に書いてある。「五月十五日」といふのを見てください。「青森市民会館に於て、日共祖大会、十九日迄」と書いてある。そして今度は、右側のところを見てください。「青森市へ向う、隊員完全武装(二十名選出)特務、行動隊、PM二・〇〇紫苑にて上野公安K氏と逢う、いいですか。五月十五日に青森市において日教組の大会が開かれるということに備えて、青森市へ完全武装した隊員が二十名選出されて上野を出発してゐる。しかもその午後二時に「紫苑」、これは喫茶店だと思ひますけれども、そこにおいて上野の公安K氏と会う。名前は書いてありません。公安の人と会つてから、完全武装隊が日教組大会へ出かけてゐるじゃないですか。

○島田(安)委員 議事進行。いまのやりとりで、右翼と自民党、しかも——これがちよつと取り消してほしいと思ひます。

○林(百)委員 ————といふのは、自民党の一部の諸君といふことなんです。一部の諸君といふこととしておきます。ここにいる人たちが一部の諸君になるかならないかは、いずれ私のほうで調査した上ではつきりさせますよ。

○島田(安)委員 いま、指さして、———と云うのですから、林さんともあろう人が、質問の中でそうしたことを引用されなくても十分質問はできるはずですし、特に、共産党の中

でも私は尊敬しておりますが、ですから、取り消してくだされ。

○林(百)委員 私は、別に取り消す必要はないと思ひます。自民党の一部の諸君という意味で言ったわけでありませう。そのことは、文教委員会でも、国土館大学の問題で論議されております。ですから、私は、ここで具体的に名前をあげまして繰り返すことはいたしません。こういう人たちが国土館大学の倫理実践委員会メンバーでもあるし、また、倫理実践委員会に出席もされておるし、この人が大臣に就任したとき、祝賀会まで開かれております。これははなはだ遺憾な事態であります。こう私は言っているわけなんです。ですから、先ほど私が言ったのは、自民党の諸君も――

――になつておるじゃないかということと言つたわけなんです、特定の人をさして言つたわけではありませう。だから、私は取り消す必要はないと思ひます。

○島田(安)委員 ――というのは、たとえば暴力行為に関する質問の中で、暴力行為を前提として、これはまずい――

もつてけしからぬ。そういう団体につき合おうとわれわれは自由である。それは、右翼で自由であるが、左翼であるが、つき合ふことは自由だけれども、ただ、そういう法に違反するような行為に對して、これは、まさに、私は取り消しを要求しましたけれども、これを強要されると思ひます。これは懲罰動議です。

○林(百)委員 懲罰動議にするかどうかは自民党の御自由ですから、どうぞ。私は取り消す必要はないと思ひます。

だから、その点は、後日ひとつ理事会で決定願つて、私の質問を進めさせていただきたいと思ひます。私は時間が制限されているのです。(島田(安)委員「暫時休憩」と呼ぶ)

○上村委員長 先刻の林委員の発言について不穩当な言辭があれば、速記録を取り調べの上、委員長において善処したいと思ひます。さよう御

了承願ひます。

○林(百)委員 そこで自治大臣、私の指摘したことがわかりましたか。こういうように、五月十五日に青森の市民会館で日教組大会が開かれるということがきまつております。江崎大臣、右側の十三日のところには「青森市を向う、隊員完全武装(二十名選出)特務、行動隊、P.M.二・〇〇紫苑にて上野公安R氏と逢う、」というように書いてあるわけですね。これは明らかに警察が、大日本興國青年隊が日教組の妨害をすることを公然と許していることになるのじゃないですか。どう思ひますか。しかも、当時、あなたのほうは接触があったと言つてゐるのですから。

○山本(總)政府委員 お答えいたします。確かに、昭和四十二年の五月十五日から十九日まで青森市で開催された日教組の定期大会に大日本興國青年隊の者が行つておられますが、ここに書いてあることは全くでたらめであつて、こういう暴力的な行為をする者のメモを一枚借用するのは、私、いかにかと思つてゐますが、当時青森に行つたのはわずか二名でございます。そして、向こうに行きまして、特に目立った活動はしてないというふうに結果の報告が来ております。したがつて、こういうふうな「二十名選出」など、全くのでたらめというふうに私は考へております。

○林(百)委員 あなたのほうでたためと言つて言ひのがれをするなら、それじゃ、その二名の大日本興國青年隊はどういう行動をしたか、正確に言つて下さい。あなたのほうでそれは正確な情報を持つてゐるというなら――

○山本(總)政府委員 行つたのは、隊長の武藤良雄外一名でございます。そして、ほかの団体のあつたといつてまわつて、特に目立った動きはしてないといふことでございませう。二十名というふうなことは全くございませう。

○林(百)委員 他の者のうしろについていたといふ、他の者とは何ですか。どういふ組織ですか。それは一体何で調査したのですか。あなた

は、先ほど、最近のことは接触してわかつてゐるけれども、前のことはわからないと、最初の私への答弁で言つた。ところが、私が具体的に聞いていけば、昭和四十二年から三年ごろのことが、確信を持つてあなたは答弁されてゐるけれども、どういふ材料からそういうことが言えるのですか。それから、いま言つた武藤良雄なる者外一名が他の者のうしろにくつて歩いてゐた、他の者とは何ですか。

○山本(總)政府委員 これは、大日本興國青年隊のことについて質問されるということで、一応過去の日教組大会の記録を調べたところ、大日本興國青年隊が青森の大会に行つたという事実をその記録から把握したわけでございます。そして、武藤良雄が隊長で、外一名が現場に行つておつて、さつき申し上げましたように、多数の中で動いておつただけで、現在のところ、われわれの手持ち資料では、こまかい状況というのはいりませう。

○林(百)委員 それならば、あなたにこの信憑性についてお尋ねしますが、この二枚目の三月九日の欄に「小田原警察署警備課長佐藤良助氏三月十日午後一時」云々、これはいいでしょう。「小田原警察署警備課長佐藤良助」という人はいたのですか、いないのですか。

○山本(總)政府委員 「小田原警察署」というのは、小田原の警察という意味なんですか。いづれにしても、そういう事実は知りませう。これは初めて見つけたわけであつて、そういうことは調査してみなければわかりませう。

○林(百)委員 だから、「小田原警察署警備課長佐藤良助」という人がいたかどうか。あなたは調べたといふから、私は聞いてゐるんですよ。

○山本(總)政府委員 興國青年隊のことについて御質問があるというふうに承つたので、調べたわけでございます。このメモはいま初めて拝見しなければわれわれはわかりませう。

いまあなたがこれをお出しになつたでしょう。だから、その辺から不規則発言があつたように、この信憑性についても、いまあなたは確実だと言つたが、はたしてどういふ経路から来て、どういふものかといふことについては、こちら側は何にもわかりませう。同時に、青森県へ完全武装二十名などという言ひが書いてあるが、実は、その日は二名しか青森には行つてゐない。そうすると、これはゼロをつけるくせがあるのかもしれない。これはゼロをつけるくせがあるのかもしれない。それは、これが真実であるとするならば、一体どういふものか。そして、これはやはり重要な物件の御提示ですから、よくこちら側で調べまして、しかるべき機会に責任をもつて御答弁する、こういうことにしたほうがどうも妥当なように思ひます。本物かにかせものかわからぬものを対象にして責任ある答弁をせよとおっしゃつても、実際、責任のある答弁のしようがないといふふうに思ひます。これはどうですか、林さん。

○林(百)委員 事は、日教組大会が切迫しておりますので、それで私は言つてゐるわけなんです。「自民党の諸君」と言つたのも、このメモの中に、実は、「第一議員会館高橋清一郎氏、新潟出身、第二会館六百二十号室」というような名前もあるわけなんです。(「死んじやないよ」と呼ぶ者あり)だから、昭和四十二年ごろです。こういう名前があるわけですよ。私は根拠のないことを言つてゐるわけじゃないし、また、この信憑性とも関係がありますので言つておるので、大臣の言うように、なお十分これを調査して、後日答弁をするのでございませう。

そこで、もう一つ私が申し上げたいことは、実は、この右翼の大日本興國青年隊のメモの中に、今後警察としても十分留意をされてもらいたい人の名前として十三名載つております。この人たちが大日本興國青年隊にねらわれてゐるということも想像できますので、念のために言つておきます。どういふ人たちがというと、第一が大内兵衛、

東大名教授。市川房枝、これは昭和四十二年当時です、参院議員。柳田謙十郎、哲学者。海野吉、なくなつたですが、弁護士。佐々木三、当時の社会党委員長。佐藤芳夫、中立労連議長。中野好夫、中大教授、文芸評論家。野上弥生子、作家。東山千栄子、俳優座。平塚雷鳥、婦団連名誉会長。堀井利勝、総評議長。松本清張、作家。野坂参三、というような名前が書いてあります。

これは、われわれは看過しておくわけにはいきません。右翼のメモの中にこれらの名前が書いてある。しかも、いまの右翼は、一人一殺ということを目標にして訓練を受けているわけなんです。それから、そういうもののメモにこういう名前があるということは、十分警戒を要することですね。

次の質問者の時間が参りますので、最後に質問をまとめたいと思いますが、こういう右翼を、私から見れば、計画的に警察は泳がしている。あるいは、よく言つて警察が放置している。悪く言えば泳がしているというように考えられるような事態のもとに、幸いにして前橋で日教組の大会が持たれるようにはなりませんでしたけれども、しかし、この日教組の大会がこういう右翼の暴力から完全に守られるという保障があるのかどうか。ここではつきり責任をもつて言えるかどうか。これは江崎国家公安委員長にまずお聞きして、具体的にどういう措置をしているかどうかということを警備局長に聞いて、次の質問者の時間が参りますから、私の質問はこれで終わります。

○江崎國務大臣 これはもう先回の御審議のときも申し上げたように、警察当局としては、不祥事態の起きないように万全の措置をとります。これはもう何べんも繰り返しておるわけですね。しかも、現地において、具知事等々が警察本部長に向かつてだめ押しをせられたことについても、警察本部長は同様の答えをしておるはずで、そうして、この大会が開かれるにあつては、警察当局としては、少なくとも心配のないように万全の措置をとる。これは、社会党等々、あなたも含めた皆さんからずいぶん御要請もあつて、常に私ども

は確信を持つてお答えしておる、こういうわけでありませう。

○山本（總）政府委員 さつき調べていると申し上げました興國隊の本部ですが、本部という名称はないのです。隊長武蔵良雄の自宅がいわば拠点になつてゐる。この自宅は、中野区上高田五十一三六の中島荘というところになります。

それから、いまの一般的な警備体制についてでございますが、すでに、水上町の日教組大会という段階から、県警本部に警備準備本部をつくつてございませう。それから前橋ということになつた場合にも、対策本部を設置しておりますし、所轄の警察署を中心に、県下の各警察署からそういう要員を集めて警備をいたしております。さらに、関東各県、近県からも応援を求めて、すでに昨日から配置について、万全の事前体制をとつております。それから、開催の日については、秋田の場合も延べ千人の警察官で警備をしたわけでございますが、それ以上の規模でがっちりした警備をしいて、そういう右翼のいわゆる不法暴力事犯というものが起こらないように万全の体制をとつて進むつもりでございます。

○上村委員長 小川新一郎君。
○小川（新）委員 私は、麻薬、覚せい剤、ヒロポン、シンナー遊びといった問題について御質問しますが、大臣の時間の関係がございませうので、最初に大臣にお尋ねいたします。

覚せい剤絶滅全国運動についてはどういうふうになつてゐるのか、日にちはいつからやるのか、その対策の要項はどうか、これをまずお尋ねいたします。

○江崎國務大臣 麻薬に比較しまして、覚せい剤を取り扱つた場合の処罰というものが非常に輕微でございまして、そこで、この法案を改正しまして、麻薬と同じくらしいの重罰でもつて覚せい剤の取り扱い者を処罰する、こういう体制でございまして、臨んでおるわけです。特に、覚せい剤が処罰対象として輕いために、暴力団の資金源になつておることはゆゆしい問題でございませう。もうすでにそ

ういう証拠が全国的にも相当あがつておるわけでございます。これを嚴重に取り締まるといふことで法改正を進めると同時に、警察側としては、これらの取り締まりに万全を期しておるといふ実情であります。詳しい現実的な取り締まりのあり方につきましては、政府委員からお答えいたします。

○小川（新）委員 覚せい剤は、御存じのとおり、ヒロポンは麻薬とは違ひますけれども、非常にいま急速な勢いでふえております。いま大臣は大事なことと発言されておりますが、覚せい剤の取り締まりの罰則が麻薬取り締まりの罰則から見たら罪が輕い。だから、戦後、昭和二十九年をピークとして爆発的にヒロポンが発生して以来、今日までおさまつてゐたのが、例の玉本事件ですか、タ

イ国チェンマイ事件がございませうけれども、そういう事件でいま急速にふえております。この覚せい剤の取り締まりの罰則をどういうふうに変更しようとしてゐるのですか。これは大事なことですから聞きたいのです。

○綾田政府委員 これは、私ども、議員立法として改正されるということを仄聞しております。現状を御説明申し上げますと、たとえばヒロインでは、輸出、輸入、製造は一年以上の有期懲役、ところが、現在、覚せい剤では、五年以下の懲役または十万円以下の罰金ということになつておりまして、個々にバランスがとれておらない。そういうことはわれわれとしてもやはり改正する必要があるというふうに考えております。

○江崎國務大臣 この罰則を強化して取り締まりを嚴重にするということについて、議員立法の話は、いま、私からも、また政府委員からも申し上げましたが、これはもうすでに成文化しておるわけでございます。で、社労の委員会、この取り扱ひについてどうするか、最終の各党間の詰めに入つておるといふふうに報告を受けております。そして、一体事務的にこの国会で成立のめどありやなしについては、よほどの事故がない限りは、これが暴力団の資金源等にも及んでおるとい

うような数々の弊害の実態から見ても、この罰則を強化し、今国会で成立するものというふうには私も期待をいたしておるわけでございます。

○小川（新）委員 そういたしますと、覚せい剤の取り締まりを強化し、暴力団の財源を断つためには現在の法律では手ぬるい、この罰則ではその効果があまりあがらない、だから、ヒロインとかモルヒネのような麻薬取り締まりの罰則並みに引き上げるといたしますと、麻薬の中で一番重いヒロイン並みに取り扱うということと理解してよろしいですか。

○江崎國務大臣 いま大体、そういう方向で検討されておるといふふうに承知しております。覚せい剤そのものが人体に及ぼす悪影響という被害を考へてみましても、相当強く取り締まつてしかるべしというふうに思ひます。

○小川（新）委員 原料については、現在非常に罪が甘いのですけれども、これは一般麻薬並みに扱つていただけますか。それくらいきびしくできる考へをお持ちでございませうか。

○綾田政府委員 警察としてはそういうふう考へて、そういうふうによつてほしいというふう考へております。

○小川（新）委員 それでは、大臣、重ねて申し上げますと、ヒロイン並みに扱うということは非常にきびしい罰則になる。麻薬と同等と理解してよろしいのです。麻薬と覚せい剤とは同等に罰則が強化される、そしてそういう対策が講じていかれるという考へでございませうか。

○江崎國務大臣 覚せい剤も、これは広い意味での麻薬というふうにも認定をして、罰則を強化していかう、こういう体制でおるわけでございます。

○小川（新）委員 今回、薬物濫用対策推進本部会議というのをつくと聞いておりますが、これは閣僚会議で決定して、だれが一体この心になつてゐるのですか。それが一つと、全国的にこの運動を七月一日から当分の間やるということ聞いておりますが、厳格に言ううと、七月一日からどれくら

いの間この対策取り締まりの本部が設置されて、対策を講じていくのか。それから、地方においてはどうか。この点をお尋ねいたします。

○綾田政府委員 藥物濫用対策推進本部と申しますのは、昭和四十五年に閣議決定によって設置されたものであります。本部長は総理府長官でございます。本部員は、厚生省、警察庁、大蔵省の閣僚関係あるいは海上保安庁、青少年対策本部その他の大体十一省庁だと思っておりますが、その程度のところの局長が本部員になっております。

これは七月一日から、覚せい剤乱用対策というものの強化ということで、関係官庁が一体となつて、一つには、その弊害についてのPR、一つには、これを強力に取り締まるということで進めるわけでありまして、八月には、覚せい剤乱用防止及び取り締まり強化月間というのを全国一斉に行なう予定でございます。それで、当分の間と申しますのは、これは事態の推移を見まして、覚せい剤の乱用その他の状況を見まして、そうして打ち切るということでございますが、私は、少なくとも本年内はこれは強力に進められるものというふうに考えております。

なお、地方本部のほうは、これは総理府が主唱したものでございますが、総理府から都道府県のほうへ通達が出まして、地方の本部長は知事でございます。それで、都道府県関係の厚生その他の関係の職員、それから国の出先機関の職員等で中央の本部並みに構成をされて、地方においてもこれを強力に進めるということになっております。

○小川(新)委員 麻薬と、覚せい剤と、暴力団の関係についてお願いいたします。

○綾田政府委員 まず、覚せい剤でございますが、覚せい剤につきましては、大体、昨年中に五千近く、四千七百九人を検挙いたしておりますけれども、暴力団関係者はその六割四分程度、過半数でございます。本年の一月から四月までの検挙状況では若干減りまして、五九%、依然として暴力団が非常に過半数を占めまして、暴力団の資金源と

なつておるわけでございます。そういう点で、強力にこれを取り締まっておる状況です。

また、麻薬につきましても、同様に、ちょっとここに数字がございせんが、暴力団の資金源として、やはり暴力団が相当関係しておりますので、これも覚せい剤と同様に、強力に、暴力団対策として取り締まっておるという実情でございます。

○小川(新)委員 具体的に言いますと、広域暴力団関係の取り締まりの中から浮かび出てきた組織の中で、何という暴力団、どの組、どの系列が一番強烈にそれをやつておるのか。また、そのルートはどうなんですか。この二点について伺いたい。

○綾田政府委員 これは、山口組をはじめ、警察庁で指定七団体と言っておりますが、そういう主要な暴力団が、若干数は違いますが、全部関連をしておるということでございます。

それからルートでございますが、覚せい剤につきましてはほとんど韓国から、主として空輸、それから開釜フェリー、一般の貨物船ということですが、飛行機とフェリーが一番多いわけでございますが、それによつて日本に密輸入されておるというところでございます。

それから、麻薬につきましては、東南アジア、香港方面から密輸入されておりますが、実情を申し上げますと、本土内におきましては、麻薬は暴力団を非常に強力に取り締めた結果相当減つておるようで、覚せい剤がいま非常に多くなつておる、だんだん激増しておるというふうな実情でございます。

なお、沖縄につきましても、麻薬がいま依然として多いという状況でございます。

○小川(新)委員 右翼の中には、覚せい剤を財源にしておるところはありませんか。

○綾田政府委員 ただいまのところ、特にそういうことは聞いておりません。

○小川(新)委員 埼玉県で取り締まった中で、日本国粋会があがつておりますが、これは右翼ではないですか。

○綾田政府委員 これは右翼でございますけれども、実は、その点はまだ私も報告を受けておりませんので、また詳細に調べたいと思つております。

○小川(新)委員 私の住んでいる埼玉県内に流れ込む覚せい剤のルートというものは、私が調べたところによりまして、関西の暴力団である山口組系、広島に勢力を持つ共済会、それから、県内の強力な暴力団と言われている稲川系の暴力団極東組、それから日本国粋会系の暴力団と言われているわけです。これは県警本部でそう言っております。

そういったしますと、私が一番心配いたしますことは、これらの輸入ルートである韓国、ベトナム、タイ、フィリピン等の東南アジアの国々から、これらの暴力団の有力な資金源となる覚せい剤や麻薬が、特に沖縄の場合は、基地を通しての不良外人から入ってくるもの、いろいろなコースがあると思つて、これらの国々、つまり、麻薬や覚せい剤を製造して密輸入のできる相手国に對して、この間のタイの玉本敏雄事件というのが大きくマスコミに報ぜられました。こういう對外的な問題に對して、暴力団のリストを示し、外務省を通して何らかの外交上の政策というものを展開できないのかどうか。この点については、取り締まり当局の警察としては、外務省とどういう連絡をとり、また、厚生省とどういう連絡をとつてこの取り締まりに当たつておるのか、お尋ねいたします。

○綾田政府委員 実は、昨日も覚せい剤の会議が持たれたときに、先生の言われるような問題が出たわけでございますけれども、外務省当局とも密接に連絡をとつて、外交ルートを通じてそういうことを申し入れたら、あるいは情報交換をするという制度は必要でございます。現に私も韓国その他とやっております。それから厚生省関係と、特に大蔵省の税関関係でございますが、そういう関係とも密接に連絡をとつてそういう手をつけておるわけでございます。なお、警察庁とい

たしましては、御承知のICPO、国際刑事警察機構というのがございまして、個々の事件につきましては、そのICPOを通じて手配、調査、捜査、その他を依頼いたしまして、そういう点で遺憾のないように進めておるところでございます。

○小川(新)委員 韓国その他と言われましたけれども、具体的に申しますと、韓国は月に何回、年何回、どういうルートで——こういう覚せい剤や麻薬の問題に對して、韓国政府とどの窓口でやつていらつしやるのか。それから、その他とは一体どこなんですか。それから、今後何国とどういう手段でやられますか。

○綾田政府委員 韓国も、御承知のように、本年三月に、覚せい剤等の取り締まりについては、最高刑を死刑まで引き上げた法律改正をやつて、前向きで強力に進めております。私どもは韓国大使館を通じて情報交換をやっておりますが、近い将来といつても、来月でございますけれども、警察庁その他関係の係官を現地に派遣して、そして、現地の実態、情報交換、そういうことをやるという予定でございます。

それから、香港、東南アジアにつきましても、香港警察あるいは東南アジア諸国とも密接に連絡するわけでございますが、これは御承知のように、警察官同士では、毎年一回、麻薬セミナーというのを警察庁と厚生省の主催で、各東南アジア関係の警察官、麻薬担当の幹部で、そういう取り締まりの具体的な打ち合わせをやつております。本年も九月から約一カ月、東南アジア各国から来まして打ち合わせをするわけでありまして、そういう係官同士の情報交換あるいは捜査の方法ということもやつておるわけでございます。

○小川(新)委員 いままでやつていらつしやること以外に、私がいま申し上げた新たな対策——これはそのことが強いと言つておるのじゃないし、批判しているわけでもございせんけれども、覚せい剤の増加率が最近急速に上がつてきておる。そういう中であつて、次の手を外交政策上の中でやれないのか、たとえばこういう国内の暴力シンジケートや強力な暴力団の名前を示し、外

務省当局からこちらの大使館にそれを通報するとか、そういうことをやれないのかということをお聞きしているのです。

○綾田政府委員 そういふことは現にやっておりますが、たゞ、暴力団の名前を示すということ、捜査実態といたしましては、実際にそれを密輸入するルート、あるいはその根拠になる主犯者の情報提供といふことも、そういうことを現にやっております。今後、韓国大使館その他を通じて強力に行ないたいと思っております。

○小川(新)委員 この問題は、単に取り締まりだけで済むものではありませんし、青少年の間に、甘美な幻惑とか、そういった誘惑があるというところで、教育の中にも取り入れなければならぬと思います。

そこで、きょうは文部省からも来ていただいておりますけれども、公害教育がいま盛んになってきました。が、麻薬の害を教育の場に取り入れて、こういう麻薬をやればこうなる、こういう覚せい剤をやればこういふ害が出る、こういう問題を青少年の教育の場の中に取り入れていかなければならないと思ひますが、この点について、文部省ではどのような御配慮とお考えを持っておりますか。

○石川説明員 先生のおっしゃいますように、麻薬、覚せい剤その他の弊害の問題が大きな問題であることはよく承知しております。学習指導要領において十分に指導するように手配してあります。特に、新しい学習指導要領になりましたから、中学二年の「健康な生活の設計と栄養」という項で、麻薬それ自身について十分教える時間をとってまいりましたこと、それから、保健体育以外の生徒指導の面でも十分に指導してまいりたいというふうになっております。教科書あるいはスライド等で、麻薬にかかった患者の動向等がわかるような取り上げ方をしております。

○小川(新)委員 交通対策の面からお尋ねいたしますが、覚せい剤を飲んで、中毒状態になってふらふらになったときに車を運転してしまいますとどう

いう結果が出るのか、また、飲酒検査というものはやっても、覚せい剤検査というものは取り締まりの中に入れられるのかどうか、お尋ねいたします。

○片岡政府委員 覚せい剤で正常な運転のできない状態で運転していることは、道交法違反になります。しかし、いまのところ、覚せい剤をどれだけ含んでいるかという取り調べ用の正確な機械というものはございません。今後の検討問題といたしたいと思ひます。

○小川(新)委員 そういふ事例があつて、酔っぱらつたような状態になって、ちやうどお酒を飲んだ状態と同じで、それがつらなくなつたり、視覚が麻痺したり、手足の神経が麻痺したり、取り調べ官によりますと、正常な精神状態で取り調べる状態にないために、その禁断症状がおさまつたときに警察では取り調べると聞いておりますが、そういう危険な連中がモータリゼーションの中に入つてくるということは非常に重大な問題だと思ひます。私はあえて聞いていますわけですが、これに対する将来性の問題について、御計画なり、それに対する取り締まりなり、いまお聞きしますと、それに対する測定する機械がないと言つておりますが、酔っぱらつて、酔っぱらいと同じ状態になるというのですけれども、アルコール検査に反応が出なくてそういう状態になったときは、これは明らかに麻薬常習中毒者の禁断症状だと断定し、警察ではこれにどう対処するのですか。

○片岡政府委員 道路交通法の六十六条に「過労運転等の禁止」という条文がございます。「何人も」「過労、病氣、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。」ということ、これは罰則が「六月以下の懲役又は五万円以下の罰金」ということになっております。したがつて、仰せのように、どうも正常な運転でない状況の車があつて、警察官が車をとめる、そして、それがどうも酒気帯びでないということであれば、それは過労なのか、病氣なのか、あるいは薬物の

影響を受けているのか、その辺の捜査をして、薬物の影響を受けているということが立証できれば六十六条で検挙いたします。

○小川(新)委員 この問題は、非常に大きな社会性の問題と今後の問題を指摘しておりますので、ひとつ、十分なる対策を講じていただきたいと思います。

それから、沖縄県警からの報告によりますと、麻薬の常習者の取り扱件数においては日本が一番と言つていいと思ひますけれども、大体、取り締まり官その他の対策に対して、沖縄の麻薬取り締まり、また覚せい剤取り締まりについての計画なり強化なり、それに対する対処のしかたを教えていただきたいと思います。

○綾田政府委員 沖縄では、先ほど申し上げましたように、麻薬犯罪が主体でございますが、この取り締まり体制を強化するというところで、本年の四月だつたと思ひますが、本部長に取り締り専任員が五名おりましたのを、二十四名に特別に強化をいたしました。それから、主要の警察署にも専任員がおるわけでございますが、それらが一体となつて強力に取り締めております。その結果、本年に入つてからは、麻薬犯罪の検挙が非常に多いという状況でございます。

○小川(新)委員 その麻薬の問題で、不良外人、米軍人、基地問題という、沖縄を取り巻く、内地とは変わった環境問題から左右された犯罪が多くなつておりますが、これに対して米軍当局、アメリカ当局に対して何らかの処置を講じ、また、それに対して何らかの回答があつたのかどうか、これをお尋ねいたします。

○綾田政府委員 昨年じゅうに沖縄県警で検挙いたしました麻薬事犯は二百九件、二百十名でございますが、このうち、米軍人軍属は、約七割強の六百六十二名というふうな状況になっております。しかも、復帰後の状況を見ますと、その大体八割が米軍の基地内の違反でございます。米軍の捜査機関もこれら麻薬事犯につきましてはよく協力いたしまして、これはほとんど米軍捜査機関から

の通報事件によつて日本の沖縄県警が立件送致しておるといふ事案でございます。したがつて、今後ますますに緊密に連絡をとつて取り締まりを強化したいと思つておりますので、特に最近の申し出たかといふようなことでございませんで、そういう状況であります。

○小川(新)委員 いまの私の発言の中で、内地といたつたことを使つたことは訂正いたします。同じ日本の国土の中でございまして、沖縄県に対しては特殊な環境に置かれていふことばで訂正いたしますが、そういう面を立て、交通事故も、そういった麻薬のような薬物犯罪においても、いま日本一、売春行為においても上位であるということをお聞きしておりますので、この沖縄の置かれた諸環境の悪化という問題を踏まえた上で、今後の対策をどうなさるのか、それらを踏まえてどうなさつていふのか、いまの三つの点で総合的にどうなさつていふのかをお尋ねいたします。

○綾田政府委員 沖縄の麻薬犯罪、それから交通事故、それから売春の問題は先生の言われたとおりであります。警察庁といたしまして、特にこの点に注目いたしまして、まず、体制の強化、それからもう一つは、先ほどちやうど申し上げましたけれども、体制を強化するように装備その他の器材を充実する。その他通信器材も含めまして、さらに、本土といふか、県警とはちやうどいままでと違つた——違つたといふか、捜査その他において立ちおくれているといふか、若干そういう点がございまして、特に本庁の直轄といたしまして、そうしてよく沖縄県警を指導するといふ点で、それらの問題が一日も早く解消されるように努力をいたしております。

○小川(新)委員 最後に一問だけお尋ねいたしますが、東京都の交通問題をちやうとお尋ねいたしたいのです。昨日の新聞によりますと、美濃部都知事は、公害問題について、前向きな姿勢を示されました。その中で、排気ガスの総量規制ということがある。単独量の規制でなくて総量規制ということを行わ

れておりますが、自動車の排気ガスを東京都の示す総量規制で——きのうも私が質問いたしましたように、二百五十万台の車から出される排気ガスが、美濃部都知事の言われる総量規制の中で一体消化し得るのかどうか、これに対しては、当然考えられることは、時間的な都内乗り入れの規制、また、時間的の車種別規制、そうして一方交通等々の考えられる規制というものを行なわなければシビルミニマムの達成というものはできないのじゃないか、私はそう考えまして、最後の質問にこれを充てたのでございますが、車の規制が、昨日も国家公安委員長が答えていたような範囲だけにどまっておったならば、美濃部さんの言っている公害取り締まりの、排気ガスの総量規制の中で断ち切れないという考えを私はしておりますので、警察庁としては、どのように前向きな姿勢でこの地方公共団体と協力していくかを御ねします。

○片岡政府委員　きのうもお答えしたわけでございますけれども、私、大気汚染の問題は、一番基本的には発生源対策だと思えます。したがって、それが自動車の排出ガスによる場合には、例の和製マスキ―法と言われておりますような、昭和五十年及び五十一年において、 NO_x 、窒素酸化物なり、炭化水素なり、あるいは一酸化炭素を五年前の十分の一にするというあれができれば、汚染の問題は片づいていくのではないかと思います。しかし、それができるまでの間の当面の措置の問題があらうと思えます。それにつきましては、考えられることは、それが何か非常に重大な影響が出た場合の臨時的な交通規制の問題が一つあらうと思えます。つまり、非常にオゾン値が高くなつて、光化学スモッグの被害がたくさん発生するといふ場合の緊急措置が一つあると思えます。しかし、それはそういう場合の緊急措置であつて、より恒常的な政策としては、昨日来言われておりますように、不急不要の自動車の交通量を削減していくのが基本的な問題だと思えます。現在すでに

とり、ある程度効果が出始めているのが、先ほど申しましたように、車庫法の取り締まりの問題、

あるいは都心の駐車禁止をきびしくしていくといふことによつての削減がある程度で始めております。しかし、これだけでは十分ではないと思えます。したがって、現に私どもがやっておりますように、裏通りから自動車を締め出していくといふ政策、これは安全にも役立つと思えます。それからもう一つは、バス優先通行をやらせていくといふ方策、これを現にとつておるわけでございます。

あと、今後何が考えられるかという問題でございますが、発想の方法としては二つあらうと思えます。一つは公安委員会が道交法に基づいて車種別あるいは時間別に交通規制を強化していくというのが一つの方向だと思えます。もう一つは、東京のような大気汚染なり渋滞の激しい地域においては、何らかの混雑税的な、その地域で自動車を使う人に対する特別の税制といったものを考えていくのが一つの方向ではないかと思えます。そのいずれの方向につきましても現在検討は続けておりますし、関係省庁と話を続けているのが現状でございます。

○小川(新)委員　あまり満足の答弁をいただけなかったのですけれども、私がきのうも議論したように、一カ月に一万台の自動車東京都内にふえる。どんどん自動車が増えていくのですね。ところが、東京都は、逆に、公害規制を今度純度の規制から総量の規制にきびしくしていったという、まるで逆のコースにいつてゐるわけですね。車はふえていく。取り締まる、要するに規制のほうは逆にきびしくなっていく。じゃ一体どうするのだということになる、限度が二百五十万台の車が毎月一万台以上もふえていくということでは、これはどうしようもないのである。その辺の規制を求めるのにきのうから一生懸命言っているわけですね。きのうは公営交通企業の立場から、きょうは公害の立場から言っているわけです。それにもう一べんお答えをいただきたいのですけれども、おそろくそれ以上の答えは出ないだらうと思えますが、単なる裏通りの規制だけではほんとうに満

足できない。もう一べん十二分な御検討をしていただいて、この次に私が御質問をするときには明快な御答弁があることを期待して、質問を終わらせていただきます。

○上村委員長　次回は、来たる二十六日火曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

